

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 7 番。1、一般廃棄物（ごみ）処理計画・実績等について。2、国民健康保険課税の資産割を他市町並みに引き下げ、中低所得者の税負担軽減し滞納の削減等について。3、指定管理（振興公社・あずさ山の家）自主事業等について。

以上 3 件について、1 番 土屋誠司君。

〔 1 1 番 土屋誠司君登壇 〕

1 1 番（土屋誠司君） おはようございます。

それでは、通告どおり質問させていただきます。

質問、第 1 項目め、一般廃棄物処理計画・実績などについて伺います。

2 月臨時会において、粗大ごみの持ち込み手数料 20 円を超えてはならないところ、許可業者が取扱料 31 円の徴収は、廃棄物処理法第 7 条 12 項に違反すると認めました。その後、これをどのように処置されたのかについて伺うものです。いまだ違法な事業の掲載をされた折り込み広告があることなどの改善されない廃棄物の行政でよいのかについても伺うものです。

廃棄物処理法第 6 条 1 項の規定で、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理計画を定めなければならない。この計画は長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理基本計画と、年度ごとの一般廃棄物収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画に基づき廃棄物の行政執行をするものであります。

下田市一般廃棄物処理基本計画平成 15 年 3 月版によりますと、中間処理においては、可燃ごみは下田市じんかい処分場で焼却されています。資源ごみの資源化及び不燃ごみからの資源回収は、市営のストックヤードで民間委託業者によって行っています。最終処分、焼却残渣、不燃残渣、粗大ごみは民間業者委託により委託処分されています。不燃残渣の一部のみ下田市最終処分場で埋め立て処分とあります。

一般廃棄物処理基本計画や一般廃棄物処理実施計画に基づいて処理しなければならないところ、計画にはない処分業の許可を出してしまったことは、下田市の重大な過失であると思います。

廃棄物処理法7条12項違反となる料金、条例上は20円のところ31円を掲載した新聞折り込みを月2回ほど発行していることを当局は業者に対し違法な掲載をやめるよう指導したのか、このような状態をこのままにしていっているのかについて伺います。

2月臨時会においての一般廃棄物処理適正化調査検討委員会の報告書に、今後同様の許可検討に当たり、環境審議会で検討を行い多くの意見を反映するとあります。本年9月処分業許可の更新があり、調査委員会や環境審議会で検討の進捗状況はどのようになっているのかについても伺います。

静岡県一般廃棄物処理事業のまとめ平成18年5月発行平成16年度実績版によりますと、下田市のごみ総排出量は1万5,755トンあり、収集の内訳は直接搬入ごみ7,522トン、粗大ごみの委託収集分が158トン、許可収集が116トン、資源ごみ委託収集分が1,292トン、可燃ごみ直営収集は6,658トンとなっていますが、下田市の16年度の主要な成果の総排出量は1万5,770トンと15トン多く、直営収集も6,793トンで135トン多い、県に提出したものと違いを説明していただきたいと思います。

また、処理の形態を見ますと、許可の形態であるのは、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの事業系の収集運搬であります。委託の形態は不燃ごみの生活系収集運搬・中間処理・最終処分、紙の生活系の収集運搬、金属の生活系収集運搬・中間処理・最終処分、ガラスの生活系収集運搬、ペットボトルの生活系収集運搬、粗大ごみの生活系収集運搬・中間処理・最終処分が委託となっております。

この静岡県一般廃棄物処理事業のまとめ16年版には、粗大ごみの許可処分が行われていないことになっております。下田市の処分業の許可との整合性を説明していただきたいと思います。

静岡県一般廃棄物処理事業のまとめ平成17年度版への提出された資料には、下田市のごみ総排出量は1万5,104トン、主要な成果では1万5,084トンで20トンの差があります。収集の内訳は、一般搬入ごみ3,215トン、粗大ごみ収集委託分が114トン、許可収集は1トン、資源ごみ委託収集496トン、不燃ごみ委託収集81トン、可燃ごみ直営収集は6,669トンであります。

処理の状況は、焼却処理施設では1万3,946トン、その内訳は直接焼却が1万3,865トン、残渣焼却は81トン、処理残渣埋め立ては1,956トン、粗大ごみの処理施設では115トン、その

うち残渣焼却が 81トンです。その処理施設資源化量は 34トンであります。

資源化を行う施設 275トンで、これは粗大ごみ処理施設で 34トン、その他資源化を行う施設が 229トンであります。最終処分量が 2,128トン、そのうち直接埋め立て 172トン、処理残渣埋め立て 1,956トンであります。資源化の状況は、紙類が 583トン、金属類が 275トン、ガラス 331トン、ペットボトル 38トン、その他が 8トンで、計 1,236トンが資源化されています。

許可収集において 16年度には 116トン、17年度は 1トンと極端に少ないことから、ごみ処理量の年度ごとの流れについて説明はどうなっているのかについて伺います。

粗大ごみの許可業の処理量、委託処理量及び破碎後の可燃ごみ戻し量の 12年度より 18年度の年度別の数量を伺います。これは、その流れを知りたいからでありまして、また、市民が業者へ持ち込みや集めた量の年度ごとの持ち込み数量についても伺います。

主要な成果や静岡県一般廃棄物処理事業のまとめに、一般廃棄物処理事業許可業者の処理の記載がないことは、このような状態でよいのかということです。一般廃棄物処理は自治体の固有の責務であり、許可業者分も統計上記載しなければならないと思いますが、どうでしょうか。周辺自治体から下田市へ事前協議されたごみ処理量と破碎後の可燃ごみの戻し量を年度別にどういう流れになっているのかについて説明をしていただきたいと思います。

また、南伊豆町の一般廃棄物を下田市内の業者で処分することができるのかどうかについて伺います。これはどのような理由で許可されているのか。また、一般廃棄物処理は自治体内処理が原則であり、事前協議がどのようにされているのかについて伺います。

平成 13年以降、静岡県の一般廃棄物処理事業のまとめの記載の事実とのそこはあるのかなのかについても伺います。

廃棄物処理法 7 条 12項違反などさまざまな言いわけをし、業者に対してけじめをつけないのは、今後下田市の行政執行上さまざまな問題が懸念されます。せめて業者広告の粗大ごみの処分部分の掲載を中止させなければならないと思いますが、市長はどのようにするのかについて伺います。

一般廃棄物処理業許可の条件は、1として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和 45 年 12月 25日法律 137号の規定を遵守、2として、下田市廃棄物処理及び清掃に関する条例、昭和 48年 7月 3日下田市条例第 40号の規定を遵守に反しており、さらに一般廃棄物処理基本計画に処分業の記載もなく市の処理の困難な場合もないことから、処理業の許可は出すべきではないと思います。粗大ごみの中間処理が必要であるならば許可ではなく委託処分が妥当と思いますが、市長はどのようにするのかについて伺います。

昨年12月にも質問し、南豆衛生プラントの広大な駐車場用地をストックヤードにと提案しました。その後、どのように検討されたのかについて進捗状況を伺います。

今、下田市はストックヤードが不足しており、昨日の沢登議員の質問のときにありましたけれども、下田市はストックヤードがないために、ごみが10トン単位で置くところがないために、紙等は逆有償、近隣の町村は有償で利益を上げています。このようなことをして行革にはならないと思います。この辺についても伺います。

質問の2項目めの国民健康保険税の資産割を他市町村並みに引き下げ、中低所得者の税負担を軽減し滞納の軽減策について伺います。

下田市の国保税が高いと言われております。内容は、所得割が8.15%、資産割が5割、均等割が2万2,700円、2万6,700円といずれも県下一高設定です。多くの自治体は資産割は4割です。少しでも中低所得者の税負担を軽減し、公平な負担を確保することが滞納の削減につながると思います。

年金暮らしや現金収入の少ない人でも、家などがあるために国保税が高く、払いたくても払えないのではと思います。中低所得者に対して重税感があり、高額所得者に対しては軽減感があります。現在の国保加入者89%の人が滞納者の分まで負担してくれているために国保会計が成り立っていますが、このような状態をいつまでも続けるわけにはいきません。より税の公平負担に近づけるよう資産割を下げるため所得割を上げるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

質問3項目めの指定管理、振興公社・あずさ山の家の自主事業について伺います。

指定管理は施設の設置の目的どおり利用率を維持し、サービスの向上に努め、公共性を十分に発揮し、自主事業により収益を上げることと解釈しています。

振興公社自主事業の収益金を見込み、事実上の委託管理を引き下げるような形の予算化では指定管理の意味がなく、指定管理者が今後なくなるのではないかと思います。このような指定管理でよいのかについて伺います。

指定管理となると消費税等が増大すると思います。指定管理した前と管理後の税額はどのようになっているのかについて伺います。

山の家については、当初の協定書にはない事業が次々と出てきていますが、これでよいのかについて伺います。

学校などが厨房の使用ができないことなどにより、体験宿泊の利用がしにくくなったと聞きますが、指定管理後の利用状況はどのようになったかについても伺います。

さらに、指定管理者に対して、山の家のことですから、以前、井戸の増し掘りということで井戸を掘らせました。あれは増し掘りではなくオブジェの井戸ですね。井戸を1個置いて、手押しポンプを置いてやった、あれを今まで井戸の増し掘りと称して、前にも全協等で言っても当局は譲りませんでした。これは訂正していただきたいと思います。そのことについて、増し掘りと称した掘削許可を出している。その井戸水は販売していないと昨年の議会答弁がありましたが、先月だと思えますけれども、健康サポート天然水狩足の名で水売り出し、新聞折り込みがありました。この件について、変更などの報告が議会には一切ないと思います。この経過についての説明を求め、以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の一般廃棄物の処理計画とか実績、あるいは指導というような関連で大変多くの質問が出てまいりました。庁内で調査委員会等でいろいろ検討し、あるいは是正を求めた等、また、後ほど細かく担当の方からご報告、答弁を申し上げたいというふうに思います。

それから、2つ目の国民健康保険税の資産割という問題につきましては、昨日も他の議員から、ご指摘、そして議場でも資料等をボードでもって説明されたとおりであります。この国保の課税総額というのはご存じのように、所得割、それから資産割、均等割と世帯の平等割という形で構成をされておるわけでありまして。

下田の現在の税率というのが、所得割が8.15%、それから資産割が50%、この辺が議員がおっしゃるように、ちょっと他の市町と比べて下田は、この割合が多過ぎるのではなかろうかというご指摘だろうというふうに思います。

昨日の中での資料の中に、例えば、東伊豆町が45%、あるいは伊東とか熱海とか、郡下の多くが40%だよというご指摘がございました。国保につきましては、今いろいろな問題を抱えておるわけでありまして、過去の中で、協議会の中で審議をしていただいた中で、いろいろこういう割合負担というものを決めさせていただいているわけでありまして、この資産割のご指摘につきましては、本年度、その改定というのは無理でございます。来年の国保制度の改革という中で、この課税制度の全体を少し見直しをしなければならぬのかなというふうには考えておりますので、その中で協議をしていきたいというふうに思います。

それから、中低所得者の税負担を軽減して滞納が増えないようにということにつきましても、ご指摘のことを念頭に入れて、この見直し案をつくっていきたく、このように考えま

す。

3つ目の指定管理者の自主事業等というものにつきまして、これを指定管理利用に影響を与えるようなことではまずいんじゃないかというご指摘につきましては、各課のいろいろな報告の中では、余りこの指定管理利用に影響を与えるほど自主事業というのは現行行われていないような形でございますが、それぞれの指定管理者の担当課が違いますので、この件につきましては、担当している課の方から、この指定管理の方はこんなふうですよというような形のご報告を申し上げたいというふうに考えております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 私の方から、1番目の一般廃棄物処理計画実績等についてご質問でございます。

最初に、細かい、いっぱい質問がありましたので、ちょっとまとめが難しいところがありますけれども、数量的な部分でご質問がちょっと中間の方にありましたけれども、そこを先に述べさせていただきます。

粗大ごみの委託の量と、それから業者への市民からの持ち込みの量、それから処理した後の戻しの量、これを年度別に、また、市町村別にとのご質問だろうと思います。

まず、平成15年を、それ以降ちょっといろいろ、いろいろな市町村も絡んでおりましたばらばらなものがありました。何とか統一して数字がちょっと補足できたのが15年から18年ということでご容赦願いたいと思いますが、まず、下田市におきましては、15年は委託が356トン、持ち込みが210トン、合計566トン、処理後の戻しが375トンでございます。16年度は委託が289トン、市民の持ち込みが246トン、合計535トン、戻しが378トン、平成17年度が処理の中で委託が190トン、持ち込みが260トン、合計450トン、戻しが376トン、平成18年度が委託が153トン、持ち込みが275トン、合計428トン、戻しが290トンでございます。

南伊豆におきましては、平成15年、委託のみでございます、151トンでございます。戻しが118トンでございます。16年度が133トンで戻しが122トン、17年度が117トンで戻しが60トン、18年度が109トンで戻しが86トンです。

松崎町におきましては、委託が137トン、戻しが90トン、16年度が130トンで戻しが91トン、17年度が121トンで戻しが84トン、18年度が145トンで戻しが101トンとなっております。

ほかの町村におきましては、東伊豆、河津におきましては、最近粗大ごみ処理室ができたことによりまして、業者への委託がなくなっております。

次に、粗大ごみの20円、30円のことについて広告等あり、また、指導をどのようにという

ご質問でございますが、これは昨日、沢登議員さんの方からもご質問があったとおりのこと
でございます。調査委員会といたしましても二度ほど業者を呼びましているいろいろ話をした
中での、なかなか困難だったということになっておりまして、そういう中で調査委員会とい
たしましても、まず、市として施設を建設した場合に、どのような経費と、どのような手数料
を市民からいただくことが一番妥当なことかということをもう1回、20円ということもあり
ますけれども、原点に戻って見直していくことから、その30円ということがどうであろう
かというような検討をしているところでありまして、そういう部分で他町村の、昨日も副市
長の方から少しご説明いたしましたけれども、そういう中で検討をしているというところ
でございます。

ちなみに、三島と、最近できた東賀、そして、例えば下田で建設した場合にどのようにな
るかというような試算をしているわけですが、三島でありますと、処理量がこちらの
人口と比べまして多いですもので43円とか、東伊豆では試算として89円とか、下田では137
円とか、こういう試算をした中で、いずれにしても、30円以上はかかるのではなからう
というような推測をしている検討をしています。

また、この手数料の基本的な考えという部分でいきますと、やはりこの特定の人利益を
こうむるという粗大ごみの処理になります。そういう方々に手数料をというのが基本的な考
えと同時に、受益者負担というようなこの考えも参考になるのではなからうかというよう
なことで、土地改良事業においては20%から30%、漁港の方では10分の3.5とか、市道の舗装
は2割とか、こういうことも参考にして検討することでもいいんじゃないかというようなこ
ともありまして、ちなみに、20円を下田市が直接建設した場合の負担割合というようなこ
とで試算しますと大体14%、また30円と、例えばの場合だと20円、2%というような、こ
ういうことも今検討をしているところでございます。

次に、処理許可業について、この計画の中に許可が入っていないではないかというご質問
でございます。これにつきまして、やはり平成13年許可がなされた以降、この13年の許可の、
昨日ですね、沢登議員さんの方から4項目ですか、いわゆるその条件というようなこともお
話があった中で、それぞれ検討しましたというようなことで、この委託という解釈をしてお
りまして、それ以前からの委託ということの踏襲の中から、この委託というような判断を当
時されていたようでありまして、この判断がそのまま2番の委託ということで18年まで踏襲
されてきていたというふうに解釈しておりまして、今年度の報告におきましては、この2番
の委託及び3番の許可というようなことで計画の報告をしております。そういう経緯があり

ます。

そして、次に、審議会等意見を聞いた中でいろいろしていくことが、改善が必要、反映していった方がいいんですと、いきますというような調査報告の結論をご質問でございますが、このとおりでございまして、環境対策課で所管する環境審議会にもいろいろご相談を申し上げながら、こういう大変な部分につきましても審議をさせていただくような方向でいきたいというふうに思っております。

また、16年度のまとめですか、この部分について主要な成果との相違があるのではないかとご質問でございますが、県の方のまとめにつきましては、県の方から、このような形でそれぞれの数字を足したり引いたりしながら数字をまとめてくださいというような形になっておりまして、主要な成果はあくまでも市としての考え方の中から数字を出しているものでありまして、多少の相違があるというふうなことでございます。

ただ、先ほど1年度の部分について、16年度は許可の部分の中で110トンですか、今度は許可というか委託ですか、1トンになっているという、その違いはどうなんだというご質問ですよね。それについては、16年度については、その部分についてリサイクル収集の方のトン数がそこに入っておりまして、あくまでも17年については許可業者が直接市に持ち込んだ部分は1トンなんですという、それぞれ年度によって解釈というか、入れる目的の違いによってその数字が変わってきているということでございます。

そして、あと、昨日もご質問の中でお答えいたしました。他町村における処理について、市の方にある業者の施設でその処理ができるのかどうかというご質問については、昨日、沢登議員さんの方からご質問があったわけですが、施設の設置目的からいたしますと、やはり郡下のものを処理していくということの中から設置がされているということと、上級の方から確認したところもありますが、そういう中で市内での、他町村の市内施設での処分は問題はないというふうな回答もいただいております。

また、先ほど報告をいたしましたそれぞれの町村の数字につきましても、事前協議の中で報告いただいて、その実績として数字をご報告させていただいたものです。

また、ストックヤードのことにつきまして、プラントの施設を使って利用したらどうかというようなご質問でございます。以前、そういう議員さんの方からのご提言もいただいております。実際に、このストックヤードを建てる場合どうなのかというようなことを推測しますと、大体150平米程度のものがかかるのではなからうかと。今、プラントにもちょっとしたストックヤードがあります。あれの大体3倍ぐらいですね、実際の施設がかかるのでは

なからうかというふうに思います。その3倍しますと、大体 2,400万程度の、概算でございますけれども施設のみでかかるようなことになりまして、あと南とのお話とか、また、そういう財源の部分でいろいろ検討が必要になってくるということになるかと思えます。

いずれにしましても、今許可ではなく委託でいいのではないかというようなご質問もありますが、この辺につきましても、調査委員会の中でいろいろ話をしている中で今進めているということでございます。

以上で答弁を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 今、一般質問中ですから、一般質問終わってからにしてください。

一般質問を続けます。

番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 指定管理者の件で、公社が自主事業努力をしている、もしそれで利益があれば、指定管理料の方を下げるのではないかというようなことなんですけれども、担当課とすれば、公社は自主事業で努力をして、幾らかでも収益を上げているものがあります。当然、その利益については、公社自身やりがいがあるものでありますから、いろいろそれを使っていただいて、どんどん利益、収益を上げていただきたいというふうに思います。

ただ、何百万というような利益が上がれば、これは当局としても幾らか管理料の部分で下げかなという事はありますが、今の段階ではさほど収益も上がっていませんもので、どんどん利益を上げていただきたいというふうに思っています。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 敷根公園の指定管理の公社の関係なんですけれども、基本的には文化会館等の考え方と同じになってくるのかもしれないのですけれども、現在の自主事業の収入でいけば1,172万くらい、それに対して支出が1,159万くらいで13万円くらいの収入があるんですけれども、その中で、ただ、その公社の職員が自主事業にかかわる部分が当然出てくるわけですので、その辺、指定管理にした場合に、では、その公社の部分をどういうふうにその算定といいますか、するべきものなのか、やっぱり本来でいけば、別の意味でいけば、自主事業をどんどんやってもらって、指定管理料の枠から外れて自主事業はどうぞ自分たちの収入のためにやってくださいということになれば、それはそれで、当然その指定管理の公社としては、今でも十分やる気出してやっているんですけれども、また違った意味でやる気

が出るでしょうし、その収益が自分たちのものになっていくとなれば、また、それはそれで公社そのものの自立の方向というのはあるのかもしれないですけれども、いずれにしても、その全体的なことを考えながらやらなければいけないのかなと、こんなふうに考えていますけれども。

それから、租税効果のこともちょっと出ていましたけれども、敷根公園の場合には 186万ほど租税効果、大部分が消費税ではないかと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（内田裕士君） 福祉事務所の方ですけれども、うちの方で振興公社に管理依頼しているのは、高齢者生きがいプラザでございまして、この施設は高齢者の生きがいと健康増進、障害の福祉向上を目指した施設でございまして、基本的には利用は無料でございます、自主事業の方はやっておりませんものです。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 公社に、あずさ山の家関係でございまして、3点ほどあったかと思えます。

当初、協定にない事業が行われているというご指摘でございますが、本年度、平成 19年度の事業計画提出されておりますけれども、その事業計画に沿っての事業がされているというふうに見ております。担当からもそういう逸脱した行為があるという報告は出ておりません。

それから、体験の状況ということで、公社と、それから指定管理者での動きはどうかということでございますけれども、平成 17年度につきましては、市内の小学校の利用が4校ございました。平成 18年度につきましては、利用申し込みはございましたけれども、一連の問題があったということで、7月まで営業できなかったということで、小学校の利用はございませんでした。

それから、3点目に、井戸の増し掘りの表現が悪いということで、私考えますけれども、表現の問題で、あそこに、同じ位置に井戸を掘りたいということで、そういう表現の方がわかりやすいんじゃないかということで、そういう表現したのではないかと思います。

それから、昨年の定例会で販売しないよと言っていたのに販売したのはなぜかというご質問ですけれども、販売しないよではなくて、販売できないという答弁だったかと思えます。それは平成 18年度の事業計画には敷地内からの地下水の販売という計画が出ておりませんで

した。その点では事業計画にないもの、18年度については事業計画がありませんので、それはできないという答弁だったと思います。

それから、もう1点、井戸の地下水の水量が何トンとれるのかということもわかっていない状態で、売れるとか、売れないとかという判断はできなかったのではないかと思います。

それから、変更の報告がないということで、果たして報告をその時期にお知らせするというのはちょっといろいろ困難でしたけれども、今回6月の補正で歳入を明らかにしてございます。あえて、通常は雑入でもよかったんですけども、あえて山の家の水の販売の歳入ということで、そこで明らかにできるのではないかとということで、あえて補正で計上させてもらいました。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 答弁漏れありますか。

番外。

市長（石井直樹君） 失礼をいたしました。

広告の掲載の件ですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 金額の件だと思いますけれども、昨日、副市長の方から答弁しましたように、庁内の調査委員会の中で業者を呼んでいろいろな経過の中で、今、向こうの事情、それから市の方も過去のごみ処理の中での問題いろいろあって、この金額が歩み寄れない、まだ理解が得られていないという部分の報告は、昨日、副市長の方から申し上げたとおりでございまして、努力はさせていただいているところでござい ますので、まだ、この掲載をとめるということまでは執行できないというふうに考えています。

この1点ですか。よろしいですか。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 相談するという、相談これからしますという答弁をさせていただきましたがけれども。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 先日、環境審議会開催させていただきましたけれども、我々環境対策課として、この19年度に取り組むべき内容、また、審議会を以前から審議させていただいている、そういうことの実現ということを今、実行という年度に入っ ておりまして、

その実行に当たって審議会の方々が、こうした方がいい、ああした方がいいという、そういう提言をいただいたことに対して、担当課としてどのように実現をしていくということが、やはり私たち審議会の方にお伝えする、また、いろいろ審議をいただくということがまず優先的に今大事な時期だと、仕事だと、こういうふうにとらえた中で審議をさせていただいておりました、そういう中での先日の審議をさせていただいて、いろいろ意見をいただいているところでございます。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） だから、それはしなかったです。我々、今実際に、現実にしななければならない、それも大事なことでございますが、私自身としてしなればいけない、この事務分掌ということから見ますと、このごみの袋の問題、また、炉の改良の問題が差し迫っております。そういうことをまず審議会の委員に理解させていただいて、一緒になってスムーズに進めていただくということが、まず審議会の方々に、また審議会そのものにとって大事なことだというふうに私自身は判断してさせていただいたところで、きょうこのような場で、またご相談をしていきますというご返事をいたしましたので、また審議会を開催させていただいて、この問題についてもぜひ審議会の方々のご意見も聞きながら進めていきたいと、このように思っていますので、どうかご理解していただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 答弁漏れはたくさんありますけれども、順番に聞いていきますけれども、廃棄物処分計画にない処分業の許可を出したという、そのことは一番重大だと思うんです。過失があったと思うんです。その辺についてはもう少し答えをいただきたいと思っております。

それで、この料金の広告ですよ。これは明らかに違反の広告をいつまでも、せめて料金を削った分にするべきだと思うんですけれども、これは毎月二、三回出ているんじゃないですか、これは。こういうことはやめさせるという文書とか何か出していないと、今後下田市の行政に、将来いろいろなことに対して、いろいろな重大な問題が出てくると思うんです。一応、これ違法なことは違法というけじめをつけておかないと、その辺についてはどうなんですか。

先ほど、今、環境対策課長の方から環境審議会に、それも大事なことだと言いますがけれども、一番大事じゃないですか、この内容を環境審議委員は何も知らないんですよ。この入っ

ている人、その人たちに何も説明もしないとかというのはとんでもないです。

それで、次回は何か 10月ぐらいと聞いていますけれども、これじゃ間に合わないでしょう。意見も何も聞かないで、ただ調査委員会だけで決めて、こんなことをやっているんですか。これは議決要件でもないからそのままいってしまうんじゃないですか、これは。そういうことじゃなくて、一般市民の環境審議委員というのがせっかくいるんですから、内容を十分説明して、こうなっていると。だから、この許可が県下に例がないと書いてありますよね。例のない許可で、しかも、そんなに量も処理されていないし、これは許可でなくて、処分業の許可でなくて委託で十分だと思うんですよ。そういうことも現状としてやっていくべきだと思うんです。その辺についてはどうですか。

それと、いわゆる業者がやったごみでも、これは一般廃棄物ですよ。これを統計上に数値がないと思うんですよ、県に報告する。こんな一般廃棄物行政でいいのかということですよ。業者がやっているからいいではなくて、これは一般廃棄物というのは市町村の固有の事務でしょう。それを許可業を与えて、その許可業を与えたことはしようがないかもしれないが、その数値を報告というか、それはなくてはならないと思うんです。こんなことでいいのかということですよ。

それから、あと南伊豆町と事前協議やって、委託的でやるからいいと聞いていますけれども、この広告によりますと、業者から持ち込みがありますよね。他町村にあったごみを業者が持ってきて、下田市内で処理はできないはずだと、一般廃棄物の法律からいって。それをいいとは何ですか、これ。どこでいいということになるんですか。これは絶対おかしいと思うんですよね。その辺についてをお願いします。

それから、市長に伺うんですけれども、こういうさまざまなことから、処分業の許可じゃなくて委託で十分だと思うんですけれども、その辺についてはどうなんですか。市長の判断でできると思うんですが。

それから、12月にも質問しましたけれども、下田市はストックヤードがないから他町村は有償でごみは売れるんですけれども、下田市は逆有償、その差額のギャップは多いと思うんですよ。こんなことでは行革にはなりませんよね。その辺については、プラントの用地を検討するということになっているんですけれども、南伊豆町の話があるとか、幾らとかと聞いていますが、それは具体的に南伊豆も話ししたとかやっているんですか。現在、ざっと見てみますと、あの広大な駐車場にほぼ 10台しかとまっていますよね、車。それで不用になったタンクをそのまま放置してあるというか、莫大な借地料を払っている。その有効利用とい

うか、そういうことが行革だと思うんですよ。その辺についてはどうなんですか。

国保については、ぜひ今度の改定で資産割等を下げて、他町村並みに下げてくださいと思います。

指定管理については、個々の答弁いただきました。そういう詳しいことではなくて、自分は指定管理という意味で、振興公社にやった指定管理は、これでは事実上は指定管理でなくて、そのままだった方が、何というんだろう、お金のむだがなかったんじゃないかと、そういうことを言いたくて言ったんですけれども、ほとんど消費税を業者になれば払わなければならない、その払う分と自主事業に上がった分を、ただ、その分を減らして委託管理しているという、それがおかしいということで、自主事業やって大いにもうけてくださいというところですけども、その分を削って、そういうやり方をしていいたら、今後、指定管理を受け入れるところはないと思うし、やる気がなくなると思うんですよ。だから、こういう予算のやり方をしたのはいかがかなと思って伺います。その辺についても伺います。

山の家のところの位置が、オブジェのところの位置がわかりやすいから、そういうことを言ったけれども、明らかに井戸の増し掘りと書いているんですけども、井戸なんかないんですよ、もともと。副市長にまた聞きますけれども、前にそう言い張ってやっていましたが、あれは自分は子供のときから知っているんですが、あそこには水がないところなんですよ。それを増し掘りでと言ったけれども、そちらの増し掘りで通されてしまったんですけども、これまた水の問題出てきたから言いますけれども、あそこには井戸がなかった、それを増し掘りと称して井戸を掘らせて、さらに水は水が出たら水道水を直結するということになっているんですけども、今後はその井戸の水はどうなっていくんですか。その辺について伺います。

それで、去年は井戸の販売が事業計画にないからできないけれども、今度は入れたからいいなんて、そんな自主事業というか、皆さんがおかしいと思っているところを何で簡単に、議会にも報告なく、こんなことをやっていくんですか。こんなことでいいんですか。その辺について伺います。

それと、オブジェのポンプの訂正と、もう一つ、全県的にも貴重な80年生の桜が勝手に切られたこと、これも後で大体わかってきたんですけども、追認という形みたいなものですよ。最初は業者がやったというふうに聞きましたけれども、助役さんは、当時枯れて花も咲かない、そんな答弁しているのに、自分は、その年に花の写真を撮っているんですよ。ああいうのを勝手に切らせるとか、いわゆる業者に都合のいいようにみんないろいろなことを

後追いで追認していると、こういう 行政がこんなことでいいのかということを知りたいんですよ。こんなのでいいんでしょうか。

この廃棄物にしても、みんな追認でしょう。追認、追認というか。だから、ほかでいろいろなことが出てきたら、みんなそれに、何ですか、理屈をつけて何でも追認でいいことになってしまうんじゃないですか。その辺についてはどうでしょうか。その辺を伺います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 一般廃棄物の処理計画等についての再質問でございます。

誠司議員にも、もう一度この問題について、どういう経過をたどってきたかを、記憶を呼び起こしていただきたいと思うんですが、家電4品目の違法な処理の中で、ああいう新聞報道等々で大変市民の方々にも迷惑をかけました。そういう問題を明らかにするために調査委員会をつくりました。現在、どの項目に問題があるのか、そして、その項目の中でどういう問題点があるのか、そして、それを解決する方法としてはどういう改善策があるのかということ調査をいたしまして、調査報告書として皆さんに提示、また、報告をさせていただいたものでございます。

それに基づきまして、昨日も報告いたしました、10回の調査委員会を今までに開催しております。大変難しい問題が山積しておりました。今まで明らかにならなかった問題も、この調査結果の中で明らかになりました。そして、すべてを一気に解決するのも大変難しいということで、優先順位をつけながら、できるものはすぐにやり、また、議論の中心としてそれらを検討してきております。

そういう中で、誠司議員も言われたような 20円、30円の問題、また、処分の問題、これらについても、調査委員会で議論をしております。ですから、一気になかなか解決できませんが、本当に何回も言いますが、明らかになった時点、項目が山ほどあります。これは最善を尽くして解決をしていく今協議をしているところでございます。ぜひ理解をいただきたいと思っております。

それから、自主事業のもうけを管理料から差し引くという形につきましては、確かに議員言われるとおり、指定管理者が自主事業をやってもうけた金を管理料から丸々引くということと言われるとおりでございます。これについては幾つかの施設管理していただいておりますので、統一した見解で今後対応をしていきたいというふうに思っております。

ただ、例えば自主事業でランニングコスト等が相当かかる、そしてもうけが出たという場合は、これはランニングコスト分ぐらいは差し引くことも可能であろうかなというふうに思

っております。

それから、桜が切られたことについてはいろいろ議論をいたしました。当時の助役が答弁しているということでございますが、私は桜の件については答弁をしていないと思いますが、担当課の方で答弁をしているかと思っております。これは私の記憶ですが、花も大分少なくなってきた、中が空洞になっていると、それから、道路に面した石積み に傷ができていたというようなこと、また移植もできないということでのやむを得ずあ あいう処置をしたものというふうに判断をしております。

それから、井戸の関係でございますが、増し掘りではないよと、オブジェをとということでございます。前にも報告いたしましたが、あの敷地の中の部分で井戸を掘ろうという計画があったんですが、いろいろ地震計等々の問題もあって、これは認められないと。しかしながら、実際に山向こうから山水を引湯というんですか、引いて、あの施設が実際に有効活用できるかの議論の中で、どうしても、やはりあの施設をより有効な活用をするためには水が欲しいと、切実な議論の中で何とかできないかなという議論をした結果、あの井戸の地点が特に問題ないだろうということで、井戸もあるということでの増し掘りをしたということでございまして、結果的には今現在、他への影響はほとんどありません。それから、430トンを超える最大水量が毎日取水できるということでございまして、今1日最大使って40から43トンぐらいということも聞いておりまして、あとは余裕水という状況のものでございます。

そういうことで、増し掘りとかという言葉の違いではありますけれども、これはぜひ理解をいただきたい、そういうふうに思っております。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 議員さんのお尋ねの中で、審議会の中での説明をしていくべきだというご質問でございます。近々またこういうこのことの問題につきましてご報告する、また、審議していただく場を設けまして、審議会の開催をしていきたいというふうに思っています。

それは、この調査委員会のこういう進行状況も見きわめながらしていきたいというふうに思っております。

また……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） その前にというふうに考えております。

また、許可の部分の数量と ということでございます。やはり先ほどご説明した部分で、この

委託ということでできておりまして、その許可の部分の数字が入っていないというのはそのとおりでございます、今後、この数量につきまして県に報告の際には入れていきたいというふうに思います。

また、南の廃棄物を下田の施設でということでございますが、先ほどもご説明した中で、施設の建設の目的、また、それに対する県の許可等を踏まえ、また、先日も県の方に道を確認した中で、その受け入れる市として、そういうことであれば、そういうことも含まれた許可であればいいんですよというような回答もいただいております。

また、ストックヤードのことにつきましても、先ほど事業費のこと、また、面積等このくらいというようなことで、多少の検討はさせていただいておりましたけれども、具体的に南の方に、南伊豆町さんに対して、こういうふうの下田は考えているけれども、どうだろうかというような、まだご相談はしていませんでしたので、その辺も南の方とちょっとよく相談して活用ができるのかどうかということも検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 今の件ですけれども、南伊豆町の一般廃棄物を県がそういうことだったらいいなんで、それは違うと思うんですよ。これ下田市固有の事務ですよ。下田市が判断することであるし、下田市内でしか処分はできないわけですよ。その南の一般廃棄物を下田市で処理をしているのを県がいいなんて、それはとんでもないことだと思うんですよ。その辺はどうなんですか。

それから、この許可の数量ですよ。これが一般廃棄物の数値に載っていないというのはとんでもないことだと思うんですよ。下田だけしかないこういう許可を出してやって、それでも、どれだけ処分したというのは県に報告しなければならないと思うんですよ。それが載っていないというのはどうなんですか。こんなことでいいんですか。

内容的には委託だというけれども、そういう委託、委託ということの内容のときに言っているんですけども、何も許可の必要はないと思うんですよ。許可でなくて、許可ね。今後、だから、こういうことがあったんであるから、許可でなく委託という方向を、方向性で検討していくべきと思うんですよ。市長はどうですか。こういういろいろな不祥事あって、この部分だけ追認とかいろいろで、やったことすべてよくしていくと、今からいろいろなことが皆さんが出てきて、これもいいじゃないか、あれもいいじゃないかと、法律あったって法律ないような状態になるんじゃないですか。だから、1回はそういうけじめをつけていく

ことが必要だと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

それと、これと同じなんですけれども、県の一般廃棄物処理事業のまとめと下田市の処分業の許可の整合性は全然ないわけですよ。県にはそういうような報告は行ってなくて、中身というか、その辺は、これもこれで、このままでずっとやっていくんですか。県の処分業の、ごみ処理の形態、処分というところではなくて、委託だけなんですよね。それを実際、下田市は処分業の許可でやると、それで、その数値は載っていないと、幽霊みたいなもので、そのごみはどこへ行ったかという、統計上載っていないというのはおかしいと思うんですよ。議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） まず、その廃掃法の基本的な部分でのその市の区域内に出た廃棄物については市内で処分をすると、処理をするという基本的な原則というのがあるわけでございます。また、どうしても市がすべて直営で処理ができない場合は、委託とか許可とかいうような形で処理をしていきなさいよという、この法律の体系になっているわけでございます。

そういう中で、南伊豆といたしましても、町としてすべてを処理することがなかなか困難という中で、委託とか、収集運搬の許可とかいうような形で処理がなされているということございまして、そういう中で、どうしても町内、市内で処理ができない場合は、そういう報告を他町村に、施設のあるところでして、処理をしていくということは法律の中でも可能ですよというふうに規定しているわけございまして、そういう中で、 たまたま下田市の施設、下田市にある施設、民間施設ができたことによって、この処理が可能になり、そして賀茂郡下全体の処理というものが県といたしましても、その施設、施設の設置としてはよろしいのではないですかというような許可をした中で、市といたしましても、他町村からの、この下田市における設置された施設で処理するということはやぶさかではないというふうな形で許可が与えられているということにつきましては、問題はないというふうに解釈しています。

そして、載っていないことに対して、県に報告がなかったということ自体につきましては、今年度からこういうことのないように、含めた形の報告をしていきたいというふうに思っております。

そういうことで、まとめの中で許可の記載がなかったと、こういう整合性につきましても、この19年度から、その整合性をということをかながみて報告をさせていただいているところです。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 南伊豆のごみですよね、一般ごみ、これは粗大ごみを南伊豆町から委託で、この業者が持ってきた場合はいいですよ、そのごみ協議があつて。ですけれども、この報告によると、業者が直接一般ごみを集めて下田市で処理するところの協議書はどうなっているのか。あるんですか、これ。これはできないでしょう。南伊豆町がこっちへ委託はできるけれども、業者が持ってくることはできないと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） その部分につきましては、南伊豆町からの報告はいただいております。おりませんので、我々の解釈としてはないものと現段階では判断しているところです。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） そういうところにつきましても、調査委員会の方で検討、調査をするということになるかと思えます。

以上です。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 確認していきたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 当局に求めます。

再質問の中で、料金の広告は違反だが、やめさせるべきという質問がございます。これについて、答弁をお願いします。

〔「休憩、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） では、暫時休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、1番 土屋誠司君の一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 休憩をさせていただいて申しわけありませんでした。

この広告に出ている部分のご指摘の、この中のまた説明と、52円の部分のお話だと思えます。この部分につきまして、至急南伊豆町とか、また業者等、状況をよく調べさせていただき、また確認させていただいて詰めさせていただく中で、また結論を出していきたいというふうに、また調査委員会の中で詰めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 同じというのは情けないんですけども、そもそも52円を……

議長（増田 清君） 3分前です。

11番（土屋誠司君） 広告によりますと、南伊豆町の分は収集運搬の許可しかないんですよ。それを下田市で処分していいなんていうのは、廃掃法のどこにもないと思うんですけども、この辺は納得がいけないけれども、答弁が出ない以上はしょうがない。納得はしませんけれども、これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、11番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番……

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 一般質問の途中ですから、受け付けません。

1、食育基本法の施行について。2、遊休農地の拡大防止について。3、田牛海岸の砂の流出について。4、中村橋の歩道と市道土浜高馬線のマンホールについて。5、選挙……

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 今、一般質問の途中ですので、動議を受け付けません。

この質問が終わった後、内容について事務局の方へ提出をしてください。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 動議の内容は何でしょうか。

1番（沢登英信君） ただいまの土屋誠司さんの一般質問に対する当局の回答、当局自身が違法であることを認めていながら、それを業者と相談してから解決をすると、そういうものじゃないでしょう、違法ということは。直ちに改めるというのが、法律違反であるから改めるということが必要と、当然改善命令を当局が出す一定の措置が必要です。話し合えばいいというようなものではないと。にもかかわらず、そういう答弁でよしとすれば、議会そのも

のが違法なことを認めたと、こういうことになると思うわけです。

そして、この山の家の経過の答弁から言えば、ただ、一般質問の答弁をやり過ぎればいいということがありありとしていると。事実に基づいて指摘をし、チェック機能を果たそうとしているにもかかわらず、例えば、基本協定に基づかないものが、3年間の契約期間のものが単年度ごとの事業計画で基本計画にないものであってもどんどん出していって、それがやられるんだと、それでいいんだというようなことを議会が認めたとすれば、何のための議論かということになってしまいませんか。

そういう運営を議長として認めることができないと、当局のきっちりした答弁を求めると、こういう姿勢が今議会に求められていると思いますけれども、いかがでしょうか。そういう運営をぜひやっていただきたいと。

動議の内容は以上です。

当局の答弁を議長が諮ると、違法なことを相談してから結論を出せばいいんだというようなことを議会が認めていいのかという動議を出しているんですよ。そんなことを言っていたら議会の意味がありませんよ、一般質問をする。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前 11 時 26 分休憩

午前 11 時 43 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

1番 土屋誠司君の一般質問につきまして、当局の明確なる答弁をお願いをいたします。
番外。

副市長（渡辺 優君） 誠司議員の質問に対しまして、部分的確な答弁ができなかったことをまずもっておわびをいたします。

このチラシの件でございますが、指摘がありましたように、しっかりと改善の文書を出させていただきます。よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） これをもって、1番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、午後1時まで休憩します。

午前 11 時 44 分休憩

午後 1時 0分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

質問順位8番。食育基本法の施行について。2、遊休農地の拡大防止について。3、田牛海岸の砂の流出について。4、中村橋の歩道と市道土浜高馬線のマンホールについて。5、選挙体制の改善について。

以上5件について、13番 土屋勝利君。

〔13番 土屋勝利君登壇〕

13番（土屋勝利君） それでは、議長の通告どおり一般質問をさせていただきます。

1、食育基本法の施行について。

2005年に食育基本法が成立し、ようやく政府も本腰を入れ取り組んできましたが、まだまだ地域ごとの対応が進んでいないのが現実であります。私たちが子供のころは、朝起きるとおじいさん、おばあさん、そして家族がみんなしてちゃぶ台を囲んで食事をしたものでございます。そして、いろいろな話を聞きながら親から教わってきたのではないかと考えております。

現在の家族関係では大変難しい現実です。そのためにも、このような問題を解決することが大変難しいのではないかと思います。

今回、学校関係者や農業の関係者と地域住民、特に老人、婦人部の方々が行政と一体となってメディアにもお手伝いをいただき、学校の指導計画に取り入れ、全体で食育に取り組むことが食育基本法ではないかと思います。今になって食育が大事になってきたなどと言いますが、人は必ず食べていかなければ生きていけないのが現実です。また、必ず補給をしております。

今、日本では、戦後食事は欧米化が急速に進行しています。現在の日本の子供たちは、国産、外国人の食生活をしておるのが実態でございます。食事のとり方も個食化が広がっております。この食生活の激変は社会にさまざまな問題と事件をも生み出しているのではないかと思います。

特に、全国的にも子供たちが子供を殺すという痛ましい事件が増えております。どうして今の子供たちはすぐにキレたり、荒れたり、むかついたりするのだろうか、なぜ忍耐力がなくなっただろうかと、そのように言われております。その原因は単純ではないけれども、食べ物の乱れも大きな理由の1つになっているということです。

平成 19 年下田市の施政方針では一言も示されておりませんが、食育に対する市長はどのような基本方針を持っているのか、お聞かせください。

次に、食農関係ですが、行政は特に農業や漁協、森林関係者、また機関と密接な対応を持って対応しているのか、また地域の地産消費の活用の取り組みや情報発信と仲間づくりに取り組むことが食農実践効果を上げるために第一の要件ではないでしょうか。

産業振興課長に具体的にお伺いします。食育は人の幸福大きく左右しております。特に、大事であります。幼いころから食育は着実に配当されております。期待のできる健康投資ではないでしょうか。最良の予防学であります。食育活動には 2 つの重要なキーワードがあるのではないかと思います。

1 つ目は、食べ物を上手に選んで組み合わせ選食していくことと。2 つ目は、がんや糖尿病などうつる病気でないものをつくる病気の生活習慣を後手の机上ではなく新卒の予防で対応する食選です。健康は正しく選び闘い取るものです。それが、その基本姿勢ではないでしょうか。そのためにも子供たちには食育の重要性をしっかりと認識していただき、子供たちが遊びながら楽しく自然に身につけていただく教育指導をしていただきたいと思います。

教育長に伺いますが、次の 5 点はどのようなお考えでいられるか。

1 つ目が学校として地産地消運動の取り組みについて。2 つ目が食農教育への今後の対応策。3 番目が学童農園の実践について、農産物の加工直売と活動の方針について。5 番目が食農再生で一般家庭への（保護者への）食の大切さを伝えることと健康で風土に合った食生活の学習実践運動をどのように展開するのかお聞かせください。

続いて、遊休農地の拡大防止について。

本年施政方針では、農業関係団体と協力し遊休農地の解消に努めると報告されておりますが、現状では下田市の農業従事者は年々減少して高齢化しております。後継者もいないのが実態ではないでしょうか。

今後、遊休農地が拡大することは目に見えて明らかであります。行政指導が遊休農地の有効利用に取り組むことになれば大変力強いことですが、特に、第一次産業の農業は食糧供給だけでなく、住民の命を支えると同時に、地域の水源や環境汚染をする多面的な機能を十分に発揮できるのではないかと思います。そのためにも地域には必要であります。現状の農業経営者は大変厳しい実態ではないでしょうか。

下田市は、農業に対してどのような基本計画と農業経営者に対する指導と今後の方向性はどのように考えているのか。特に、拡大農業で行くのか、それとも小規模収益農業で行くの

かを、その対応策についてお聞かせください。

前年度下田市遊休農地に対する協議会が設置とありますが、協議会の構成人員や選出方法と遊休農地の範囲内の協議会だけで終わるのかどうかお聞かせください。

下田市が長年にわたって、稲梓と大賀茂、吉佐美地区のほ場整備事業が行われて完成されましたが、全農地の面積が7万 4,952ヘクタールですが、そのうちの遊休農地が1万 3,882平米であるということですが、農地は点在しており大変利用も難しいのではないかと思います。実行するには、県関係者と行政と農業関係者が一体となって指導体制をつくることが一番重要ではないかと思います。協議会では既に遊休農地の利用の計画方針を協議してあると思いますが、特に、地域の実施計画を作成してあるのかどうか。また、きめ細かな検討をすることが大事ではないかと思いますが、特に、今後の後継者の対応、農業專業者と指導者の確保や機械オペレーターの指導者、また、農作物の種類を選定と、そして販売ルートの確保などを十分に検討することが遊休農地の全利用することにつながっていくことになります。当局はどのような対応をされるのかお聞かせください。

日本の農業は食糧供給率が40%と先進国では最低のランクの中です。農業は国の根幹であり、第一次産業を守っていくことが地域を守っていくことになると思いますが、行政が中心になって、この事業を完全実施するよう申し入れます。

3番目に、田牛海岸の砂の流出について。

田牛海岸の砂が数年前から湾内に流れ込み、漁業関係者も対応に戸惑っているのが現実です。また、民宿関係者も夏の観光客が年々少なくなっている中で、海水浴場の浜が利用できないのは大きな打撃だとのこと。民宿関係者より、できるだけ早くもとの海岸に復帰していただきたいと。また、海水浴場として活用ができるようにとの要望があります。当局は、平成18年度では砂の流出調査を実施しているとのことですが、その結果はどのような調査内容であったのかお聞かせください。

また、砂の流出した以前から、地元の漁業関係者の話によりますと、海岸より湾の入り口に防波堤を設置して海岸の沖に波消しブロックを設置することで、砂の流出はとまるではないかというようなお話も聞いておりますが、当局の調査の結果が同じであるならば、県関係者と早急に対応策を協議して実現していただきたいと思います。今後の実施計画と、また内容、また期日はいつごろになるのかお聞かせ願いたいと思います。

次に、中村橋の歩道と市道土浜高馬線のマンホールについて。

私は、石井市長に四、五年前に一般質問をさせていただきましたが、この橋が大変狭いた

めに対向車が通ると大変危険であります。特に、歩行者がいるときは、歩行者は欄干の上に入り、ガードレールに連なって車の通り抜けるのを待って歩いていくのが実態であります。橋が狭いために車の事故は、たびたび小さな事故がありますが、現在のところ人身事故はまだ起きておりませんが、地域の車の利用者からは早急に改善をしていただきたいという声も多く聞かれております。

以前、私が一般質問をしたときには、市長は現在旧下田橋のかけかえ工事が行われており、完成した時点で今後の対応を考えたいと答弁がありましたが、その後、どのような実施計画を立てられているのかお伺いをさせていただきたい。

現在、下田市の財政は大変厳しい実態であることは、地域の住民もよく理解はしておりますが、車の利用者としては人身事故が起きる前に、事前に歩道の改善工事を行っていただきたいという要望がありますので、市長はどう対応されるのかお聞かせください。

続いて、市道土浜高馬線のマンホールの設置、確認検査の件で伺います。

現在、高馬地区に以前よりマンホールが数本設置されておりますが、暗いときに自転車や人が歩いているときには大変危険な状態だと思います。まず、今国道 41号線に設置されているマンホールは、ほとんどマンホールのふたが道路面と平行に設置されておりますが、なぜ高馬地区のマンホールはふたの面が道路面よりも高い位置に設置されており、マンホールの周りはアスファルトで盛り上げてあります。余りにもお粗末な工事が行われているのではないのでしょうか。

特に、担当課の工事完了時点の現場の検査確認はどのような報告であったのか。また、検査の結果はどう対応したのか。特に、現場では施工者への指導、注意などがされてあるのかどうかお聞かせください。

続いて、選挙体制の改善について。

本年、選挙の年であり、各選挙ごとに予算計上しておりますが、市議会議員の選挙の関係の費用も 1,489万 5,000円が計上されております。市職員を初め大勢の選挙関係者には大変ご苦労をかけて選挙が実施されております。下田市も年々業務改善をされ選挙の開票時間も早くなっておりますが、もう少し改善の余地があるのではないかと思われませんが、特に、期日前投票が以前のように規制緩和され、年々多くの方が投票されております。今回の投票における結果、時間別投票状況ですが、7時より 18時までが 1万 1,098人です。18時より 19時が 535人、19時より 20時までが 363人の投票でした。また、不在者投票と期日前投票の人数を合わせて 3,232人が投票をされております。

この結果、少し改善の余地があるのではないかと思います。特に、19時から20時の1時間短縮することによって経費の節減となります。そのためにも一般住民への理解と投票協力は、期日前投票の有効なる宣伝を実施することが一番大事ではないかと思います。今後の選挙実態の調査をし、そして改善をするべきではないかと思います。当局のお考えをお聞かせください。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の食育基本法の関係で、土屋議員からご質問がありました。

何年か前に大黒議員が、この法律が施行された後に、この件についてのご質問があったことを今思い出したわけでありますけれども、2005年にこの法律が施行されました。いわゆる食の安全性とか、それから食の自給率ですね、こういうものは大変低下をしておる。つまり、海外への食の依存度が大変高くなってきている。大変多様である日本の食が失われているということに対しまして、国民運動として、この食育を推進しようというのが、この法律の施行の目的だったというふうに思います。

そういう中で、今、議員の方から市の基本方針の中に、この食育の件についてうたわれていないじゃないかというようなご指摘があったわけでありますが、まさに今いろいろおっしゃられたように、何で今の子供たちは大変よく簡単にキレてしまうのかとか、いらいらしているのかとか、こういうことがいろいろな事件を及ぼす、この食の問題が大変大きく取り上げられてきている。また、後ほど学校関係、子供たちの食育ということについての教育長へのご質問がいろいろありましたので、また、そういう子供たちに対する食育、いわゆる食について考える教育というのはどういうふうに行っているのかということのご質問がありましたので、また、それは教育長の方から答弁をさせていただきます。

確かに、我々の年代になっても、まだかっかしますよね、時々。私自身もそうなんですけれども、これはもしかしたら食のいろいろな問題点があるのかな、なんていうようなことで、ちょっと病気をしましたので最近は大変規則正しい食事のとり方、それから、やはり最近はよく中国のいろいろな食材とか、薬品の問題とか、大変問題点が出ておりますので、なるべくやっぱり地元の物を食べようということをお心掛けておりますので、大分効果が出てきているような気がいたします。

ですから、やはり食というのは人間のいろいろなバランスをつくるためには大変な問題で

あるということで、これは、また議員がこういうご質問をなされたことで、またいろいろな方々が食というものを改めて見直すということがやはり大事なご提案であったというふうに思います。

最近、若い人たちもやせるために食べ物を食べないというようなこととか、いろいろなこういう問題がやはりいろいろな現在の生活病というものを生み出してきている部分にもあるのではなからうかということで、この食の問題というのはやはり、行政は特に施政方針という中にはうたっていませんけれども、やはりそういう関係では地産地消とか、いろいろな地元で物をつくるということについてのフォローはさせていただいておりますので、また、細かいご質問については担当の方から少しあるかもしれません。

それから、2つ目の遊休農地の拡大防止ということで、下田市の農業に対する基本方針、市長はどういうふうに考えているんだというようなことでありますけれども、これは下田市の農業振興地域の整備計画ということで基本計画を、これは農業に対する基本計画をあらわしているわけでありす。

特に、ほ場整備事業地域を中心に認定農業者、その利用権の集積とか、経営規模を拡大していくとか、あるいは新しく農業に就きたいという方々への支援、育成というものには一応努めておるわけでありす。

その農業と当然昔から言われております観光との連携というものにつきましても、行政とすればいろいろ支援をしながらやっていくわけでありすけれども、とにかく耕作放棄地を少しでも少なくしようということで、農地の確保とか有効利用、そして生産性を上げていきたいというような形を考えております。拡大路線なのか、小規模に持っていくのか、大変下田の場合は稲梓地区と吉佐美地区がほ場整備されておりまして、そういう中で、本当に大きな農地というのはいないわけですね。という中で、このほ場整備したところを有効利用にしていくということで、遊休農地の対策協議会というのはつくらせていただいております。この中で、少しでも遊休農地を解消していこうというような努力をさせていただいているところであります。

そういう農業に頑張っている人たちへの協力とか、後継者の問題とか、こういうものにつきましても、また、担当の方から少し報告をさせていただきたいと思っております。

3つ目の田牛地区の海岸の砂の流出の問題でありますけれども、これは本当に何年越しで田牛地区からの要望事項であります。毎年、毎年、区長さん等、あるいは議員さんが一緒について要望をされてきている事案でございますけれども、毎年現場を見に行ってくるんです

が、やはり大変台風が来る時期とか、それから、夏の海水浴のお客さんを迎える時期に、全く浜に砂がなくなってしまうという状態であります。そして、その砂がほとんどが漁港の方に流れ込んで堆積してしまうと。あそこは一番エビ漁が大変盛んなところでもありますので、そういう船が外へ出ていくのにも、ある程度潮が上がったときでなければ出られないなんていうような事態も起こっているわけであります。現地の人たちといろいろ見させてもらって、どのような方法がいいのかなということで、昔事業を行って防波堤をつくったために潮の流れが変わって砂がみんな入ってしまったというのは、今現実あるわけですね。これをまた再度、ある程度のお金をかける計画というのは大変難しいわけでありますけれども、現実は今少ない予算でありますけれども、しゅんせつの予算がありますので、毎年それを少しずつ使いながらとりあえず砂を揚げて、それを浜の方へ持っていくということをやっているんですけれども、原因の解決にはなりません。

ということで、今、議員がおっしゃいましたような砂の流動調査結果というのを調査をさせていただいたわけでありますけれども、この漂砂の季節によって、そういうような状態が出てしまうということの原因は大体わかってきております。

ただ、これをもし事業化してやるとなると本当に大変なまた事業になります。多分10億を超えるような計画になってしまうのかなということで、とりあえずは下田市はご存じのように、まだ白浜漁港とか、須崎の漁港とか、外浦の漁港の事業が何年かまだ残っております。

ですから、当然これをもし事業化をするということになりますと、こういうものはすべて終わった後でなければ、今の段階ではとても事業化をするというのはちょっと無理ですね。多分24年くらいに全部大体終わりますけれども、そうすると、考えるとすれば、そういう時期の後に考えるしかないんですけれども、ただ、そういう大変大きな事業費がかかってきますので、とりあえずは港内の砂をしゅんせつしていくというやり方しか当分の間は、いいお答えをしたいんですけれども、現実は大変そういう状態であるというふうに思います。

中村橋の歩道と市道土浜高馬線のマンホールの関係でございますけれども、このご質問をされるということで、現実に一昨日、総務課長と建設課長と下水道課長を連れて駅前の入口のところからずっと高馬のところを全部車で行って見てきました。たくさんマンホールがあるんですが、議員がおっしゃられるような大変危険だというのは、多分10個くらいかなというふうに思います。確かに盛り上がっていて、小さな車とか、自転車とか、そういうものが乗ると大変危険であるということが現実わかりました。これにつきましては、やはり危険度を考えますと、これから当然学校の統合ということを前にして、同じやっぱり通学路の中

でも、もし子供たちが自転車で何かあったときに大変危険だということですから、なるべく早く、早急にちょっと改善していきたいというふうに思います。

それから、中村橋の関係は、ご存じのように私の家の前の橋でございます。ですから、あそこの橋の狭さというのは十分私どもは認識をしているわけでありましてけれども、幅員が多分4メートルぐらいしかない橋であります。ですから、本当に小さな車がやっとすれ違えるというような幅しかないわけでありましてけれども、ご存じの昭和5年の水害のときの災害復旧で現状の橋と同じという規模でつくられたというふうに聞いておりますので、どうしてもああいう橋ができてしまったということで、当時、本当に大分前ですけども、あの橋ができてから僕は地元の間人として、今、横にいる副市長が建設課長だったと思いますけれども、陳情に行った覚えがあります。軽く断れてしまいましたけれども、やっぱり当時とすれば、あそこを直すということは大変大きなお金がかかるということで、やはり副市長の、当時建設課長さんの答弁とすれば、今、下田はみなと橋という、ああいう大変危険な橋を抱えている、あれをいかに早く直すかということであるもので、とてもあそこを放っておいて、放っばっという中村橋を手かけるなんていうことはとてもできませんよという断られ方をしました。

今、議員さんが4年ぐらい前ですか、一般質問で、この中村橋のご質問したときに、市長は、みなと橋のかけかえが終わったら考えますという答弁をもらったよという、ちょっと私忘れましたがけれども、もしかしたらそういう、当時はそういう答弁しかできなかったのかと思います。

現実には、今、私ども毎日あそこを通るわけですけども、最近は大変うまく　うまくというか、下田市民は十分あの狭さというのはわかっているものですから、一気に両側から入らない、必ず様子を見ながら、向こうから車来ないなと思うと入ると。向こうから入っていると、手前で待っているというような形で、比較的スムーズに行っていますし、当然そういう太鼓橋ですから、見通しがきかないものですからスピードも出せません。もし、車が来たら困るということで、大分ゆっくり走るということで人身事故にも今までつながっていませんという経過があるわけでありまして。

そういうことを踏まえて、正直に申し上げますと、あそこをやるということになると、現状はあの橋を壊して、新しい橋をつくりかえる工法しか見当たらないというふうに思います。今の橋げたですね、あれを使ってやるということではできません。ということになると、とてもじゃないですけども莫大な費用がかかるわけでありまして、今の財政状況の中では当

分未計画でも行くしかないということで、注意をしながら、ちょっと役所の中でもそんな議論をしたことがあるんですけども、一方通行にしたらどうだよというような話も出ましたけれども、やっぱりかなりあそこは通行量が多くなっていて、どっちか一方通行にしたら、一番市民がいいのかとかいろいろな議論をすると、なかなか簡単にはその辺もできないなということで、現状は大変答弁とすれば難しいんですが、未計画の状況であります。

最後の選挙体制の改善ということでご質問いただきましたけれども、現在、夜8時まで投票時間を持っているわけですね。これは確かに毎回いろいろな地区で選挙があると、いろいろなところで改善をしながら、当然市の職員とか、そういうのは全部張りつくわけですから、なるべく短くすることによっていろいろな経費の削減とか、ということが議論されています。

私も本当に前々から選挙係の方に7時でいいじゃないかという話を持って行ってやっているので、先ほど議員がおっしゃいましたね、6時から8時まで大体900人ぐらいの方が前回の市会議員の選挙のときには投票された。投票総数から見ると、約7.9%ぐらいの人たちなんですね。これがじゃ7時までということにしたときにどうなるのかとかいろいろなことを考えたんですが、早速県の選管の方にもいろいろお話を担当の方から聞いてもらいました。そうしますと、今、県下の場合は、市は全部夜8時までということで統一をされているということで、よっぽどの理由がないと、これを改善をするということとはだめだとはっきり言われています。

ですから、町の場合ですといろいろ結構自由にやっている部分があるんですが、何か市の場合ですと、まだ全県下8時ということ、朝7時から8時までの時間ということで、これを壊すことはできないということで、下田市の申し込みでもだめだということのご返事だけはいただいております。

いわゆる、1つは市民の不利益になるようなことであっては絶対だめですよ。でも、そういう統一をすれば、下田の場合7時でもできるじゃないかということなんです。でも、時間を短縮することの理由としての経費の削減とか管理上の理由だけでは許可が出ません。ということで、まだやっぱり地方の方の我々の意見も聞いてくれということで、担当を通じて果たしてそれが7時までで十分下田行けるのかどうか、しっかり検討しながら県の選管の方にはなるべく申し入れをずっと続けてやってみたいというような今気持ちはございます。

一応、私の方の答えられる範囲内で答えさせていただきました。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 食育基本法についてのお答えをします。

私も全く勝利議員と同感で、やはり食育というものが今法律に、基本法までつくらなければならぬという、このこと自体がやはり大変問題なんだという、本来食育なんて法律で決めるべきものではないんですけれども、やはり基本法を出さざるを得なかったと、得ない状態だということ自身も、私たちは法律の1条がどうだ、2条がどうだでなくて、そういうことについて考える必要があるんだろうなというふうに思います。

忍議員が、いつかの質問のとき、早寝早起き朝御飯というふうなお話を申しました。それから個食という勝利議員から、個食というのは、個人の、ひとりぼっちの個食、それから、孤独の孤食というような中で、家族団らんの中でおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、子供たちが、何ですか、おぜん、ちゃぶ台を囲んで食事をするということは今余りないんだろうなと。学校でどういうふうなことを教えるということ以上に、やっぱり社会的に食生活なり日常のリズムをどうするかというようなことだろうなというふうに思いますけれども、一応学校現場として5点ほど質問がありましたので、順次答えたいというふうに思います。

学校としての地産地消の取り組みという1番目については、学校給食に地場産品を活用することにより、児童・生徒が身近に地域の自然、食生活、食料の生産や流通などを理解し、生産者の努力や生産過程を知ることにより、食べ物への感謝の気持ちを抱くことにつながるとの期待から、県では静岡県では本年ふるさと給食週間を9月から11月の間に設定することとして、地場産品を活用した献立を実施することとなっています。

また、国では学校給食への地場産品使用割合を平成22年までに30%以上を目標にして、伝統的な食生活や農村、漁村の活性化並びに食糧自給率向上を食育推進基本計画の基本方針としています。これらの流れの中で、下田市も教育委員会を中心にして、関係機関や生産組合と協議しながら給食の献立を立てていきたいと考えております。

2番目の食農教育についてですけれども、小学校の生活科や理科、社会などの授業を通して、季節の野菜の栽培、収穫、調理を实践し、食物生産の苦労や収穫した物を食べる喜び、自然の恵みへの感謝等を体験させています。大賀茂小や稲梓中では、勤労生産としてお米の栽培を实践いたします。

3番目の学童農園については、市内の保育園や幼稚園では、地域の方のご協力によりまして、畑の野菜栽培をさせていただいております。芋掘りや野菜の収穫を行って家庭に持ち帰っています。各小学校においても、小さいながらも野菜の栽培などを行い収穫しているわけです。

4番目の農産物加工直売の件ですけれども、農産物がどのようにして生産され、どのような過程を経て店頭に並ぶかについて、社会科の授業を通して知ることができますが、身近なところで行われている生産収穫活動や流過程を生産者や関係機関の協力をいただき、直ちに見ることもできることも大切であるなというふうに考えています。

最後に、5番目の食生活の中、実践運動ということで すけれども、保育所においては、ゼロ歳から始まる静岡の食育を基礎として、菜園活動を通じ、土に触れ、育て、収穫、食する体験を体と食べ物のかかわりを伝える食育を実践しているところであります。

文部科学省では、毎年1月24日から30日を全国学校給食週間と定め、郷土料理や地場産品を利用した献立を実施することとしており、これに基づいて下田の幼稚園、保育園、小学校、中学校で実施しております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 食農教育としての対応ということでございます。農業サイドといたしましては、学校への農業に関する情報、それから地産地消活動の情報、そういうものについて出前講座など利用してバックアップしていきたいと思っております。

それから、農業関係者、農業従事者の仲間づくり、情報発信についてですけれども、農業振興会という組織がございます。その活動を支援する形で進めながら、また県の農林事務所、また伊豆太陽農協等、関連機関との連携をとりまして情報提供をしていきたいというふうに考えております。

それから、遊休農地の拡大防止という大変大きな課題なんですけれども、遊休農地の拡大というのは、1に後継者不足、2に高齢化という大きな問題がございます。担当課としましても農業は大事だということで、1つには農地の流動化、農作業の受託、委託、そういうものを推進していきたいと。

それから、新規農業者の就農の方は余りいないんですけれども、その方の利用権設定などにつきまして、積極的に応援していきたいということです。

それから、下田市遊休農地対策協議会というのがございまして、昨年度はアンケート、特に稲梓のほ場整備済み区域、それから吉佐美のほ場整備区域の方の農業者に対しましてアンケートを昨年とりました。そこでほとんどが、やはり先ほど申しましたように後継者不足、それから高齢化というのが最大の原因となっております。抜本的な対策というのはなかなか難しいんですけれども、地区の農業委員さんを中心に、利用権の集積、それから、ご協力を

いただいて遊休地を減らしたいというふうには考えております。

それから、作物の関係なんですけれども、平成 16年から 18年にかけて、産地づくりの交付金を利用して、大豆とノブキをやるということ、実験的にやったんですが、はかばかしい成果は得られなかったということでございます。今後、南伊豆の研究所がございまして、そこでもキヌサヤの研究とか、いろいろな地域の農業者に有効な研究をされております。そういうところの関係機関、それから転作交付金などを利用して、いろいろな情報を交換していきながら産地、いい作物ができるかどうかわかりませんが、産地化を模索していきたいというふうには考えております。

それから、田牛海岸の砂の流出についての問題なんですけれども、これは平成 17年度に田牛漁港海岸整備基本設計業務ということで調査委託をしております。概略報告しますと、もともと田牛海岸の砂は季節で風、波によって行ったり来たりを繰り返していたところが、それでバランスがとれていたというものが、田牛漁港の静穏度を高めるために沖へ防波堤をつくりました。その影響がある、確実にあるということではないんですけれども、その防波堤によって背後の漁港の中に砂がたまるようになってきたのではないかとということが結論としては書かれております。

対応といたしましては、港内、漁港内の港内の対策と、それから海岸の整備の対応がございまして、港内の対策といたしましては、今、現在整備されています沖防波堤まで防波堤の延長をいたしまして、海岸の方からの砂の流入をとめるという方法がございまして、それと、ちょっと離れた反対側の南寄りの防波堤の消波を施工するというので、港内の流入は防げるのではないかと。

それから、海岸の方なんですけれども、ここにつきましてはいろいろ考え方があるんですが、沖の離岸堤ですね、沖の消波です。河津の海岸にできていると思うんですが、ああいう形をつくらざるを得ないのかなというふうには考えております。工法いろいろありますので、また、これから検討の余地はあると思います。概略の基本設計の委託でありますので、実施に当たっては、また、さらに詳細な説明が必要となります。

今、概算なんですけれども、港内の対策と防波堤の延長、それから消波をやりますと約 6 億円程度かかります。全体としては 12億ほどかかるのではないかとということで試算してございます。

先ほど市長が申しましたけれども、現在、白浜、外浦、それから須崎と、かなり金額は減ったんですけれども、精いっぱい改修をしておりますので、その完了時期が平成 24年近

くになりますので、残念ですけれども、担当として早くやりたいんですけれども、時期と言われますと、2年以降かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 答弁漏れもちょっとありますが、まずその、今の市長からのお話でございますが、選挙体制については、確かに現行政のそういう、何ですか、方法でいくということであれば、まず、本来ならば各市町村なり、市なりが、今、行政改革をなさないと、そういうような立場に追われている中で、こういうむだな経費が完全にわかっているということだったら、また今後十分に検討し、そして今後の選挙、そういうものの統計を出して検討をしていただくことが行政の改革になっていくのではないかなと、そういうことを確信しています。これは今後の課題として、市長がいろいろひとついい方向にさせていただくようお願いをしたいと思います。

それと、もう一つ、今の遊休農地の防止ということで先ほど質問させていただきましたけれども、せっかくその何ですか、協議会はできている、そういう中で、もう少し活用をしていただいて前向きにこの遊休農地をどう動かすか、どのように活用するか、その辺まで考えていただかないと、ただ、調査して、こうですよ、これじゃ何かお役所の上の方でできるような形になっているのではないかなというふうに思っていますが、特に、この遊休農地はこれからどんどん増えてくるというようなことですので、その辺のきちとした方向性を市の方も、担当課、県、また、その農業関係者、そういう方々と十分に検討していただいて、方向性をきちと出していただくようお願いしたいと思います。

それと、もう1点が、先ほど食育の関係ですが、確かに法律をつくらなければ、こういう規則が守れないというような形になってきていることは事実なんですよ。それで、できるだけ地域の何ですか、そういう安全性の高い食料というものを活用するということ。これが地域の方々は恐らく無法に農薬も今使っていないで、できるだけ有機質を使ってやろうというような考え方でおりますので、そういう形のものを使っていただいて、学校給食なり、そういうものにも利用させていただきたい。

そして、もう1点、今逆に、各あれですね、野菜をなぜ敬遠するかなんていう、そういう問題が出ているんですよ。要するに、農薬がかかっているじゃないか、そしてまた、逆に新鮮な農薬でなくて、一たんネットを通して、それからキュウリを野菜として出しているというような、そういうやり方をしているという地域もあるもので、そういうことのないように、

できるだけ地域のそういう新鮮な物を使って出していただくことと。

もう1点は、子供たちに、先ほども教育長が言っていますが、要するに、土に触れて、そして農業の実態というものを知っていただく、これ小さいときにそういうものを身につけるということは、自然に大きくなっても忘れずに農業というものはこういうものだという、その何ですか、自分の身につけていけば、いろいろなことに対して取り組む形が変わってくるじゃないかなというように思っておりますが、特に、今の農業のその何ですか、農園の実施ということで、これは吉佐美とか稲梓とか、そういう方々はある程度学校でもやっておりますが、特に下田の町内の子供たちというのはなかなかそういう場面に触れる点が少ないんじゃないかなと思いますので、その辺もまた地域へ移動でもいいし、自分たちがそういう形で、学校同士で活用するような、そういう実践をしていただくことも大事じゃないかなというふうに思っております。

それと、あと産業振興課長には、県、農協、そういうところでの話し合いの中で、ただ、こうします、ああしますというだけのおぜんの上の話し合いでなく、もう少し実践的に、言ってみれば、本当に農業の従事者をまず入れて、実質に入れて、実践的にこれをどのようにしていくかと、どう対応していくかという、そういう対策まで、今後の課題として、ひとつぜひやっていただきたいというように思っております。

それと、もう1点は、マンホールの件ですが、ただ高いだけではなくて、本来私の質問の中に、どういう指示をしたのか、施工したときの実態、検査をしたときの実態、そういうものが全然言われていないけれども、そういう問題が今までほっぽらかしになっているというのは、ちょっと今までの工事の検査の形がしたのかしないのか、してもそんな状態で終わっているのか、ちょっと当局の方の答弁はないようですが、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 土浜高馬線のマンホールの件でございますが、このマンホールは下水道のマンホールが主なものでございまして、道路につきましては市道でございますので、道路管理者から占有者、要するに下水道の方には改善のための指示はしております。

当時の検査につきましては、このマンホールの施工時期が昭和50年代からということで極めて古いものでございます。これまでの間、さまざまな原因があらうかと思っておりますが、施工当時は下田市の建設工事検査規定に基づきまして執行してございまして、その検査の中では出

来高の優劣、あるいは工程管理、材料価格、品質等が契約書どおりに適合しておると判断のもと、検査時点では管渠の長さとか標準高、中心線、その他検査の内容にすべて適合しているという判断でございます。その後の経年変化の中で、何らかの理由によって現在のよ
うな状況が生まれているのではないかというふうに考えておりますけれども、その原因の
究明がなかなか難しいところがあるかと思っておりますけれども、これから関係の部署でその辺に
ついて対応してまいりたいというふうに思いますが、先ほどの市長の答弁のとおり 10カ所程
度、これについては早急に改善の措置を講じたいということでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 私も言葉足りませんでした。遊休農地につきましては、協議
会でステップ、ステップごとのその対応をしていこうということで、昨年度はアンケート、
それから、そのアンケートの解析、それから今年度は議員言われまし たように、次のステッ
プ移行ということで協議会の中では話し合われていたそうです。今後、先ほどの御意見もっ
ともだと思しますので、実践的な遊休農地の拡大の防止策、それから、もう一つ、農業の振
興策というのはこの委員会にありますので、また、鋭意努力したいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 地産地消というのは、いわゆる国や県の何とか週間ということだけ
でなくて、やはり地元業者の野菜を使うとか、そういうような形の中で、また栄養士さんと
相談して工夫していきたいというふうに 思います。

それから、体験のことについては、私の経験からいっても、むしろ地域の方に頼むと、そ
の方が頼まれたからということじゃなくて、その2回目、3回目から、自分から今度はこう
いうふうにしてやろうという形の中でやってきているので、ぜひ、この体験活動というのを
さらに進めていきたいなというふうに 思います。

以上です。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 今の検査の結果ですが、これは前にやったろうけれども、今後、行
政が同じところですね、検査をしたから、そのときの時点で大丈夫だったという ようなこ
とでなく、実際にこういう同じ何ですか、この市内、管轄内での事業であるからやむを得な
いと思っておりますが、そういう検査を 適当な検査をしないで、やっぱりきちっとやっていた

だくことをお願いして終わります。

議長（増田 清君） これをもって、13番 土屋勝利君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 2分休憩

午後 2時12分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位9番。1、国民健康保険税の見直しについて。2、人口の減少と失われていく市の活力について。3、死蔵されている文化勲章受賞者大久保婦久子さんの作品活用について。4、稲生沢川の沈船と不法係留及び物揚岸壁について。

以上4件について、9番 増田榮策君。

〔9番 増田榮策君登壇〕

9番（増田榮策君） 病気で病み上がりの市長さんを初め、皆様大変お疲れでしょうが、最後でございますので、恐縮ですが、もう少しの間おつき合いを願いたいと思います。

健康保険税のまず見直しについてでございます。

私は、これまで国民健康保険税の値上げに反対をし、そして3月の定例会では、この税の引き下げ案に賛成したわけでございます。この国保税について、改めて見直しを求めるものでございます。

経済評論家の森永卓郎氏が、国民の所得は年収で300万円時代を迎えると話題になったことがございます。ところが、現在は、この年収300万円どころか、年収200万円で暮らさなければならぬと。退職者は退職後も一生働かなければならぬということが言われ出したわけでございます。

最近、市職員の退職者と話をしました。今まで、この市の職員の方は、市職員ときはそれほど関心がなかった生活が、いざ現実になりますと、国保、介護等の負担などで税を支払った残りは生活保護者以下で、現実は大変厳しいと嘆いておられたことが私は強く印象に残ったわけでございます。

下田市内の実態経済は予想以上に悪く所得の格差が広がっているわけでございます。また、所得層別に見ても、市民負担の重圧が市民にかかっているのが現実かと私は考えているわけでございます。

ちなみに、下田市における平成18年度の市民税課税標準額を見ますと、10万円以下5.2%、

10万円から 100万円が 43.6%、100万円から 200万円が 28.7%、200万円から 300万円が 10.2%、300万円から 400万円が 5.4%、400万円から 550万円が 3.8%、550万円から 700万円が 1.1%、700万円から 1,000万円が 0.7%、1,000万円以上は 0.3%でございます。この課税を見ても、100万円から 300万円の人が下田市は約 80%を占めているわけでございます。課税から見た下田市のこれが実態でございます。

国保税は、所得の低い世帯を除けば、総所得で 100万円から 250万円ぐらいの人に大変重い税率になっているわけでございます。しかも、所得割、資産割、均等割、平等割、いずれも伊豆半島では他の自治体よりも税率は高いわけでございます。なぜこのような重い税率なのか。それは先ほど示したように、低所得者層が下田は大変多いからでございます。中でも資産割については、所得がなくても資産があれば税として取り立てる過酷なものでございます。

加速化したこの少子・高齢化の中で、世帯数はまだまだ増加すると言われていたわけですが、統計的にも 200年にはひとり暮らしの家庭数が、夫婦プラス子供 1 人の標準家庭の数を超えることが確実視されているわけでございます。国保税は自分の命にかかわることでございますから、無理しても払うというのが私は一般の考えではなからうかと考えるわけでございます。

国保税の負担の引き上げの際にも多くの議員から指摘されたとおり、引き上げは滞納者の増加が予想されておりましたが、今定例会で滞納金は約 4 億 5,000万円、9.5%の増と 2,400万円の不納欠損があったことを報告されたわけでございます。これは明らかに引き上げによって滞納が増えているデータだと私は思います。

今年の 3 月定例会の中で、条例の一部を改正して引き下げの提案があったわけですが、その中の議論として引き下げ反対の理由は、かいつまんでまとめますと、6 月定例市議会の給付費及び所得の実績を見てからというもの、また、国保の安定から基金は重要というものだったと私は記憶しております。

ところが、平成 17 年 12 月に提出されました行財政改革特別委員会の審査報告書を読みますと、その主旨は、国保税値上げ等は公平さが求められる。また、値上げと滞納金の悪循環を断ち切る必要があると書いております。その中で、また、1、国保会計の健全化のためには被保険者の負担を軽減させ全体で支え合う必要がある。2、一般会計からの繰入金はその程度が妥当か検討する。3、国保税の徴収率は 75%程度であるが、これを 90%台に引き上げる。4、医療費の高騰を抑制する予防活動、健康づくり事業を初め、薬代を抑えるなどの諸施策を実施すること。これが議会に示した国保に対する調査報告の内容でございます。私は、こ

れはもっとものことと思っておりますが、課長さん、この報告書を議会の意見として国民健康保険運営協議会にぜひ見せていただきたいと思うわけでございます。

また、6月現在、給付費についても、引き上げ幅の割には大幅な増加はないのではないかと。国保安定化のためと言いながら必要以上の税率をかけ、取れるところから多く徴収し、その負担の一部を基金に積みますことは、私は邪道と考えます。

本来、行政は1円でも納税者に負担をさせないための努力をするのは当たり前のことでございます。納税者は負担の適正な判断を行政にゆだねるわけでございますから、単年度会計が原則でも給付費のこの実績は介護保険のように、少なくとも3年間の実績、さらに、今までのデータ、数年間の実績や所得の実態から、ある程度の的確な数字はつかめるはずだと私は考えます。今後の見通しをお聞きいたします。

平成19年度の基金への積み増しが約7,000万円でございます。このまま続けば基金は増える一方で、滞納金の増、その穴埋めに基金を使うことになり、不公平なことになることは明白でございますが、この基金についての考え方はいろいろあるかと思えます。基金の使用目的は何かをお尋ねいたします。

市長は、先ほどの土屋誠司君の答弁の中で、今後、国保会計の見直しを発言しておられましたが、私の間違いもあろうかと思えますが、私の理解したのは、その中で税率の見直しは無理でも全体の中で見直しをするということだったと私は理解しておりますが、間違いましたら訂正いたしますが、この具体的に加入者の負担はどうなるかということでございます。負担がどの程度軽減されるものなのか、その税率を変えないで見直すとは、負担は変わらないことになりはしないのか、数字を変えただけで見直しができるのか、わかりやすくその辺をご説明願いたいと思えます。

次に、2番目の質問といたしましては、人口の減少と失われていく市の活力についてお伺いいたします。

現在、下田市の人口は2万6,000人台でございますが、来年にはいよいよ2万5,000人台に減ることも予想されているわけでございます。人口の減少は、下田ドックの廃業以来ずっと続きまして、平成2年には高齢人口が年少人口に取ってかわり、高齢社会になったことが挙げられます。

その結果、活力が急激に失われていくようになりました。特に、旧町内1丁目から6丁目を対象に人口の推移を見ますと、平成元年には約7,500人があった人口も、平成18年には6,000人を切る状態でございます。この勢いでは旧町としての顔がなくなり、中心市街地も

空き店舗や駐車場が目立つゴーストタウン化していくわけですが、既に手おくれで効果のある対策が打てないという意見もある一方で、活力がなくなれば税収にも影響を与えることになり、行政として、また財源の確保という観点から、特に市街地の活性化を真剣に考えるべきではないかと考えます。シャッター通りに対する具体的な対策があればお聞きしたいと思います。

次に、次々と市内にできる大型店ではありませんが、系列量販店は人と車の動線を変えております。人と車の動かないところにはお金が落ちないのが経済の原則でございます。市街地の活性化には中心となる人を寄せる核になるものが必要と私は考えますが、規制と指定した地域への誘導もまた必要でございます。行政として何ができるか、その辺がかぎになるかと思いますが、行政の招く中心市街地はどんなものかお伺いいたします。また、従来の都市計画はどのようになっていくのか、あわせてお聞きいたします。

人口減の町は活力がなくなれば雇用が減るわけですが、若年層の流出に歯どめがかけれなくなり、これまでの行政の維持管理費も残っている住民の負担に重くのしかかることになるわけですが、例えば、下水道を例にとれば、施設の3分の2しか使われていない。しかし、施設管理の維持には待たなしにお金がかかってくることになるわけですが、負担のかからない市民サービスとして、例えば、公民館、公会堂、図書館、市民会館等、民間活力、または民間委託を私はもう一歩進めるべきではないかと考えますが、当局のお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

また、この活性化に関連いたしまして、合併の私は本質は行政の効率とリストラと思うわけですが、この合併を見越した、また、合併後の地域づくりはどんなビジョンを招いているか、お考えがありましたらお聞かせください。

3番目は、死蔵されている文化勲章受章者の大久保婦久子さんの作品活用についてでございます。

下田市出身の文化勲章受章者の皮革工芸家、大久保婦久子さんの作品が下田市に寄贈されておりますが、展示等の有効利用がされていないわけですが、作品数も多く、市内外ら広く知ってもらうためには、展示と保管の安全な美術館等に貸し出し、下田市出身の著名な芸術家として知ってもらうことは、私は下田市のPRにもなるはずだと思います。そのようなお考えがあるかどうかをお聞きいたします。

また、大久保婦久子さんの作品の一部がベイ・ステージの倉庫に無造作に置いてあるのが私は確認したわけですが、大型の作品で保管場所にも大変苦労していると私は思い

ますが、皮革工芸であるために保管には細心の注意が必要と私は考えます。現在どのようになっているのか。また、保管の改善が必要と思われませんが、この点についてもお聞きいたします。

最後に、稲生沢川の沈船と不法係留及び物揚岸壁についてご質問いたします。

現在、稲生沢川の下田橋より上流の河川の両岸に約 60隻程度の船が係留されております。この係留船の一部には、聞くところによりますと市外の人が係留していると言われております。この不法係留対策は早急に県と協議して対策を急ぐべきと私は考えておりますが、この点はいかがでしょうか。

また、稲生沢川河川の中に、二、三隻の沈んでいる船があると言われておりますが、私も現場に足を運んでみたところ 2 隻ほどは確認はできましたが、あとは何隻沈んでいるか確認はできなかったわけでございます。台風シーズンを控え、この係留船に沈船からの被害が出るおそれがあるかと思いますが、これらの対策も県と協議すべきと私は考えておりますが、今後、下田市としては、その対策はどのようにとっていかれるのかご質問をいたします。

次に、川岸通りの物揚岸壁について、以前 フラワーポットを置いて不法駐車を締め出していたわけでございますが、最近岸壁の一部が駐車場化してきております。不公平だという市民の声と、また一部には駐車場に使わせてもいいのではないかという声があると聞いております。当局はこの駐車場について、どのように考えておられるのかお尋ねするものでございます。

最後に、これまでの質問では、県はレジャー船のナンバー登録等を平成 13年ごろから始めるという、法整備を進めるということを当局は答えていたわけでございますが、下田市としてこの法整備が大変おこなっているわけでございます。漁船とレジャー船との係留分けの法整備をいつごろから実施するのか、県との協議内容など具体的なものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 今議会最後の一般質問ということで、増田議員の方からは事前に、市長が答えてくれるのはここぐらいでいいよというようなご配慮をいただきましてありがとうございます。あとは担当の答弁でいいかなということでございました。

国保の関係も担当の答弁ということだったんですけれども、先ほどの土屋誠司議員の中で

の国保の資産割、この辺での答弁について、もう1回確認というようなお話だったのですが、ここはお答えをしておきたいと思います。

先ほど、土屋議員の方からは、資産割を下げる、この数値を下げる、パーセントを下げるというようなご指摘に対しましてお答えしたのは、19年度は無理だけれども、20年度には国保制度の改革に取り組むということで、この中で資産割という考え方を過去の国保の協議会の中のご審議で数値が上がってきた経過があります。今現在は、大変高い50%という数値でございますけれども、この辺はやはり周りの市町との絡み等も含めて、資産を持っている人の大変大きな税率になってしまうという、この辺は検討材料として考えさせていただきたいという答弁を述べたんですが、いわゆる税率の問題につきましては、ほかの方々から1万円ぐらい下げるとかいろいろなあれがありましたけれども、この辺は大変先の見通しを考えますと難しいご指摘ということで、今回は医療費の関係で少し基金に積み立てるお金ができて、これはやはり先々の国保会計の安定運営ということを考えての財源にしたいということとは変わらないということをご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、町内の商店街のシャッター通り化しているということにつきましての活性化策、なかなか簡単にできない問題でございまして、私自身が市長になってからも、これは懸案事項ということでいろいろやってきているわけでありまして、実際には全国どこの町でもなかなか具体的な案というのは出てこないわけでありまして。幾つかの町がたまたまヒットというものを生み出して観光客の増加というものにはつながってきているわけでありまして、私自身はやはり、この旧市街地の活性化というのは、下田ならではのやはり歴史的な背景、こういう中で今景観法等を取り入れたまちづくりに取り組んでいるわけでありまして、それともう一つは、この市街地の中でもいろいろな通りとか人材が出てきまして、いろいろな取り組みをし始めました。それで現実、この4月からスタートさせていただいたんですけれども、まちなか連携会議というのを今つくって、いわゆるいろいろな通りの方々、それから、例えばにぎわい社中の方だとか、花協議会とか、大横町の商店街の方とか、ボランティアガイドの方々、そういう方々は、これを商工会議所とかTMOとか観光協会に入らせていただきまして、まず、情報を共有する。この辺から、特にまず何をするかという目的ではなくて、情報を出してもらって、それを結びつけていくという作業に入りました。役所の方からは企画財政課に音頭をとってもらってやっているんですが、4月と5月にやり始めました。だんだんこれもいろいろな方々がまたここに入ろうというような声も上がりまして、大変商店会連盟の方には逆に遅くなってしまったという、商工会議所に声かけてやったもの

ですから、最初は立ち上げのときにはアバウトな関係で話をしながら、どんな方々に声をかけていこうかという形で やってきたわけでありませけれども、商店会連盟の方も、この7月の会合には入っていただく、それから観光課も、そういうんだったらおれらも入れてくれよということで観光課が入ってきます。

当然のことながら、そうなりますと景観法の関係、それからいろいろなまちづくりの関係で建設課も入れてくれよというような形で、今まで意外に横の連携がとれていなかった役所の各課が、こういうまちなかのまずいろいろなにぎわいというものについて参画をしてくれるような会議がうまくでき上がりましたので、とりあえずは今後海洋浴という大きな1つのターゲットができていますので、この辺を具体的にやろうという若手のグループがいっぱいいます。ノルディックウォーキング協会だとか、いろいろな形のものでできましたので、この辺を入れながら、このまちなか連携会議を少しずつ輪を広げて、そうしますと、そこからまた商店街のシャッターが閉まっているところをどういうふうに利用していこうかという案も出てくるのではなからうか、こんなふうな形で進めていきたいというふうに思います。

市内への核、いわゆる今大型店というのか、中型店というのか、そういうのが少しずつまちなかへ、まちなかというか、本郷の方とかいろいろな方で出てきましたね。ああいう中で、いわゆる国も、例のまちづくり三法を改正した中で、ああいう郊外にできる大型店はどんどんまちなかへつくれという国の方針が出てきたわけでありませるので、いわゆるコンパクトシティーのまちづくりと、こういう方向が出ていますので、そういう方向性でリードしていく行政の姿勢というものを見せていきたいわけでありませけれども、なかなか、例えば 1,000平米以下のところであってもかなりのスペースが必要になってくるという中で、今の旧町内ですと、そこを一気に場所をつくるというのなかなかいろいろな利害関係が絡んで難しいんでしょうけれども、方向性にはそういう形へ持っていくべきであろうというふうに考えております。

あと、大久保婦久子先生の関係、それから稲生沢川の沈没船と不法係留、あるいは物揚岸壁の関係については、担当の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 国民健康保険についてでございます。

過去の国民健康保険については、始まってからずっと右肩上がりの値上げ、値上げの連続でございました。今回、18年度に入りまして初めて負担が少なくなったというか、医療給付費が減少したわけです。

それで、基金に積みたいということで、積むなら値下げしろという意見が出てきたわけですが、そういう理論がある。次の、翌年の平成 20年になりますと、いろいろな後期高齢者の絡みで 75歳以上が国民健康保険から抜けたり、それから前期高齢者制度というのが始まったり退職者医療が平成 26年になくなったりということで、非常に、まだその報告が国・県の方から、どういうふうな形になってくるのかがわかっていませんし、広域連合についてのまだ体系というんですか、料金の体系もまだはっきりわかりません。それについては大体 11月ごろという話なんです、そういうことで非常に不安定というか、わかりにくい国保運営を平成 20年度からはやらなくてはいけないというような形で、担当の方も非常にまごついているような状況でございます。

それで、議員が言いますように、3年の大体スパンということで、単年度で考えるんじゃなくて介護保険と同じぐらいの国民健康保険も考えたらどうだというようなことでございます。私どもも、1年、1年で考えるんでなくて、やっぱり3年ぐらいでという形で 17年度値上げしたわけですが、市民のおかげによりまして医療給付費が下がったと。これについては、医療報酬の引き下げがあったりとか、そういう要因もあったことと思いますけれども、引き下がったと。

議員の言うように、今後の見通しについては、非常に先ほど言ったようにわかりにくいと、混沌としているというようなことで、まことに申しわけありませんが基金に積まさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

それと、2番目の基金の使用目的は何だよということでございます。もちろん基金の使用目的というのは、下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金というものが条例の中にありまして、これは医療給付費が突発的にたくさん使って金額が不足したときにあてがうよと、そういうようなものでございますから、これについては、また医療給付費が上がったときにすぐ値上げをするんだというようなことを考えずに、基金があれば緩衝材となります。ですから、安定した、住民の負担をなるべく少なくなるような形で考えておりますので、基金というのはそういうふうな形で使わせていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 中心市街地のシャッター化のお話ですが、経営者の高齢化、後継者不足、それから商業環境の変化への対応の遅れ等々によりましてシャッター化が顕著でございます。

具体的な対策ということですが、現在も町内の商店の皆様、通りの皆様には少しずつ努力をしていただいているところでございますが、系列量販店等を核に導入したらどうかというお話でございますが、規制と調整、どういうふうにしていくかというのは大変難しい問題ですので、慎重に検討していきたいと思っております。提案は参考にさせていただきたいと思っております。

それと、現在、こういうものの基本となります、その空き店舗情報というものを、今まで平成9年、13年等に調査やった結果があるんですけども、だんだんと増えております。

そこで、この情報を外から商売やろうという人を導入するにしても、今ある情報を発信していかなければなりませんので、例えば下田市の空き店舗情報とクリックすればどういう状態になるか、どういう地域にどういうものは何平米で、どういう人がやっていたというような、そういうものをわかりやすくするために、今商工会議所の事務レベルなんですけど、何とか商工会議所のクリックするのか、下田市役所をクリックするのかわかりませんが、わかるように何か立ち上げたいなということで事務レベルでは話をしております。また、実現の方向に行きましては、また予算計上でお世話になるかと思っておりますけれども、そういったことも具体的には考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 文化勲章受章者の大久保婦久子先生の作品につきまして、もっと有効活用を図って、広く下田を発信すべきであるというようなご主旨の質問ではないかと思っております。

ご承知のように、大久保先生は大正8年下田町にお生まれになりまして、昭和10年、下田高等女学校を卒業され、その後、女子美術専門学校、現在の女子美術大学でございますけれども、入学されまして、その後、皮革工芸の世界で金字塔を打ち立てられた方でございます。平成7年には文化功労者、そして平成12年、文化勲章を受章されましたが、その直後の平成12年11月4日ご逝去されました。下田市では生前のご功績を顕彰するために、同年の12月に、下田名誉市民の称号を贈りまして、以来、先生の顕彰に努めているところでございます。

議員もご承知のとおり、平成元年に下田市民文化会館に山の幸、海の幸を寄贈いただきまして、平成13年3月には、さらに遺作2点、14年8月には遺作33点のご寄贈を賜りまして、現在36点の作品を収蔵しております。寄贈の作品につきましては、市民文化会館2階のロビーに展示しまして、山の幸、海の幸でございますが、その他の作品につきましては、議員ご指摘のとおり、ベイ・ステージの収蔵庫で保管しているところでございます。

これまで、平成 14年 10月 26日から 11日 4日、さらに 11月 9日から 11月 11日にかけては、ベイ・ステージ下田におきまして大久保婦久子作品展を開催し、さらに平成 16年 11月には、同会場で大久保婦久子皮革工芸の世界と題しました展示会を開催したところでございます。また、平成 17年には、茨城県の旧下館市に下館美術館がございまして、そちらで 10月に皮革造形の世界、大久保婦久子展ということで 13点の貸し出しをしております。また、今年度は新構想高校のラストイヤーに当たるということで、下田南高校の方から大久保先生の作品をぜひ生徒にご紹介したいということで作品を貸し出しまして、生徒に深い感銘を与えております。また、さらには現在建設中の下田新高校の中に、大久保先生の展示スペースを設けていただくよう要望をしております、その意を酌んでいただきまして、設計の中に入れていただいているという報告を受けております。

そういったような中で、下田市としましては、これをさらに発展させて、さまざまな機会があれば、その他、美術館あるいは安全に作品を展示していただけるようなところに対しまして作品を貸し出しまして、この大久保先生の作品のすばらしい感動を味わっていただきたいというふうにご考えているところでございます。

この大久保先生の作品につきましては、ご寄贈をいただきましてからかなりの年数が経過しておりますので、本年度予算の中で、当初予算の中で議決をいただきまして、130万円ほどの委託料の中で作品の修復点検作業を行わせていただくということで、現在、その作業を進めているところでございます。

また、この先生の作品をいただくときに、大久保先生のご遺族の方から、この大久保先生の皮革工芸の世界を下田市が受け継ぐ意思があるか、また、公共施設、もしくはそこに準ずるところに貸し出しをぜひ検討していただきたいという、そういったようなご要望を承っております。それに対しまして、下田市は、この賀茂郡、賀茂地域のリーダーでありますことから、貴重な作品をひとり占めにすることなく、条件が整えば積極的に貸し出しを行っていきたいというふうにお答えをさせていただいておりますので、その主旨に沿って今後もその方向で検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 稲生沢川の沈船と不法係留関係でございますけれども、長年の市にとりまして、土木事務所さんにとりまして課題になっているかと思っております。なぜかと言いますと、どうしても、その係留施設が整備されていないから、どうしてもその改善の方

向に向かえないというふうな大もとがあるんじゃないかと思います。

そんな中で、議員さんご指摘のとおり、平成 13年ごろに漁船、あるいはプレジャーボート等のすみ分けをしてから、そういった整備の方向を考えようかということで、話題としてはその土木事務所さんも市の方も上がってきました。いろいろ具体的な今後の方向性も出そうかというような動きの中で、ご存じだと思うんですけども、そのとき稲生沢川の河口の左岸側を物揚げ場として改修工事をしていました。その改修工事が一定の目安が見えてきたんで、それではそのすみ分けと、それらをどうするかということで、あわせて腰越地区の整備も必要ではないかということも含めて、それらの方向性を出そうとしていましたけれども、同時に、みなと橋から河口にかけて台風時に非常に避難船が多く来て、非常に危険な状態であるということが相当以前から指摘されておりまして、その対応はどうするんだということも同時に問われたわけです。その対応が時期を合わせたところに、ご存じのとおり、漁協の前にじゃ棧橋を整備しようということで、その事業化のめどがつきまして、実際に事業化になりました。そのために、当初の予定しておったすみ分けですか、すみ分けして、そういった施設の整備を含めての流れがちょっと中断した状況になっていると思います。

そんな中で、具体的にじゃその稲生沢川の不法係留をそのままにしていけるのかということ、それはそれでやはりいけないものですから、それは当然その不法係留だという周知にといいますか、どこかへ持っていけとか、施設整備がないものですから、なかなか指導がしにくい部分があるんですけども、いずれにしても、黙ってはいけないということで、そのことがしなければいけないのかなというふうに土木事務所さんも考えていますし、我々が土木事務所さんに任せておけばいいのかということもなくて、我々も一緒に行動しなければいけないのかなというふうには思っています。

それから、河川のところに、二、三隻、僕も見たんですけども、1隻は確認したんですが、2隻は下田橋とみなと橋の間にあるようですけども、ちょっと見えなかったということは、小さい船が沈んでいるのかなと、土木事務所さんはあるよと押さえています。その所有者の追跡中ということをおっしゃっていただけですけども、状況によっては土木事務所さんが処分をということも考えなければいけないのかなというようなことは言っておられました。

さらに、大川端通りといいますか、物揚岸壁の遊漁船といいますか、遊漁船の中にはないのかもしれないですけども、不法駐車の関係も、基本的にはその遊漁船の係留施設とあわせて、駐車場がないと抜本的なその解決に向かえないという課題があります。とはいっても、じゃ不法係留と同じで、何もしなくていいのかというわけにはいきませんので、当然それは

物揚岸壁なので、漁船利用者の物揚対応の施設だよ、駐車場ではないですよということはいかなければいけないということで、それも土木事務所さんだけに任せるといことはどうかということ、当然下田市としても一緒に行動はしなければいけないのかなというふうに思っています。

そういったことで、ちょっと今中断していますすみ分けのことを土木事務所さんには、当然次はそれがあるんだから、一緒にそれもちょうと考えていこうねというお話は隨時していかなければいけないと思っています。

物揚岸壁の駐車場もちょっとお話ししたと思うんですけども、基本的にはその遊漁船のすみ分けにあわせて、係留施設と同時に駐車場も整備しないと抜本的な対策にはなかなか向かい切れないということで、かといって放置できないもので、それがちゃんと、ここは物揚岸壁であるから駐車場ではないよという指導は土木さんと一緒にしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今のご説明でるるわかったわけですが、まず、国保の問題でございますが、国保の問題は、一般の庶民の感覚から考えると、例えば、100円の物を正札で105円にして、お客さんに買い物をさせ、そして、余ったお金はもう一度買いに来たときに積み立てておくから返さないよということと私は一緒だと思うんですよ、はっきり言って、基金の積み増しをするというのは、だから、要するに、その賦課している金額が妥当か妥当でないかということ、やはりこれは緊張感を持って、その数値を出さなければいけないと、私はそういうふうに考えるんですよ。

ただ、それでは単年度の会計で上がったたり下がったりするんじゃないかと言いますけれども、やっぱり主婦なんかの、例えば一般の主婦の経済の感覚ですと、毎日スーパーへ買い物へ行けば、10円や5円の広告見て買い物しているんですよ。行政だけがやはり上がったたり下がったり、それは怠慢じゃないかという話になるんですよ。

ですから、賦課しているその金額、これが適正か適正でないかということを市民にわかりやすく説明する、私は説明責任があると思うんです。だから、少しでも過去、賦課を上限で取っていて、余ったら基金に積み増しして、そして足りないときは、その基金から不足分で充当するよと、こういうやり方がやはり私は少し乱暴な 多少乱暴じゃないかなと、そういうふうに考えるんですよ。ですから、一般の庶民のこれは考えですよ。庶民の考えとちょっと

乖離しているのかなと、市の考え方と乖離しているのかなと、そういうふうに私は考えました。

20年度に資産割の見直しをするような話ですので、この基金の問題も、このまま続けば基金も相当たまっていくわけですよ。だから、その辺の、やはり幾ら積みばいいのか、そういう備えというものを私は多少認める、必要だと思うんです。やはり現状においては少し取り過ぎの感がするんです。1万円の引き下げというのありましたけれども、1万円は無理でも、私はこの計算でいきますと、平等割、所得割から算定していくと、五、六千円は下げられるんじゃないかなと、そういうふうに考えますが、課長さんはその辺のところについていかがなのか、もう一度お聞きいたします。

それから、市の活性化のことについては、一番町に住んでいる人がよくわかっているんで、地域の住民にやはり協力がなければ、こういうことはできないわけですが、やはり行政として何ができるか、やはり地域任せ、人任せ、住んでいる住民任せというのではなくて、その核になるものを行政として呼び込むような政策をしないと、ますます輪をかけて大変になるんじゃないかなと、下田の行政として財源の確保としても大変になるんじゃないかなと思うんです。

例えば、銀行が1つなくなれば、それにあわせてくしの歯が欠けたみたいに、もうその周辺はだめになる。例えば、下田の郵便局がもし仮に移転したとしたら、恐らく下田の旧町の伊勢町通りは完全なシャッター通り化するんじゃないかなと、そういう心配もあるんですね。郵政民営化でどうなっていくかわからない。例えば、裁判所だってまだそういう移転の可能性だってなきにしもあらず、法務局が移転ただけで登記の関係者、また不動産の関係者、それにくっついて全部移動していってしまう。こういう関連性が出てくるわけですね。そういう面では、行政としてやはりもう少し政策を抜本的にやる必要があるんじゃないかと。

それと、もう一つは、このまちづくりにおいて、活性化のまちづくりにおいて、1番は、私は都市計画、これがどうなるのか都市計画の課長にお聞きしたいんです。このままの状態ですら都市計画は従前のものを進めていくのか、都市計画の見直しをして新たなまちづくりをしていくのか、その辺のところは市としてどうするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、大久保さんの作品のことについては、よくおわかりになりました。ぜひこれだけの皮革工芸の大家でございますので、この作品を有効に使って、下田市のPRのために使っていただきたいと思います。ぜひ下田市のインターネットあたりで大久保作品の物をデジカメで撮って、それを発信するのをもひとつ私は下田市のPRになるかと思いますが、その辺

のもう一步の努力をお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、プレジャーボートの関係でございますが、実は、静岡県のプレジャーボートの係留保管の適正等に関する条例というのがございます、もう既にできている。その第4条を見ますと、所有者はプレジャーボートの適正な係留場所を確保するとともに、プレジャーボートを適正に利用して管理しなければならないというのが、これは静岡県の条例でございます。

それと、もう一つは、第7条に市町村の責務というのがございます。市町村の責務で、市町村は県の施策と相まって、地域住民の生活環境の保全に配慮したプレジャーボートに関する施策の推進に努めるものとする。これは市町村の義務的なものをうたっていると私は考えているわけですが、この辺について、下田市の政策が私は欠落しているのじゃないかなと、少し後手に回っているんじゃないかなと思いますので、もう一度 お願いいたします。議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 国民健康保険でございます。市民の感覚と隔たりがあるんじゃないかというようなことでございます。17年度まではずっと右肩上がりで医療費が増えてまいりました。17年度上げるときも、過去の国民健康保険の医療費の実績を見て上げてきたわけです。この傾向というのは、そんなに変わらないだろうと。上げるに当たっては、県の国民健康保険連合会の方から、どういうぐらいの値上げになるんだろうという資料をいただきまして検討をしてまいりました。

ところが、18年、先ほども言いましたように医療報酬の引き下げ、それから下田市は 130から140 県が100としますと、140%ぐらいの入院が長いよというのが17年度ぐらいまで言われていたわけです。そこを昨年の9月ごろのたしか議会のときに、そういう質問があるんじゃないかということで連合会の方に聞いたところが、そこが大分改善されたというようなことで、昨年度については1カ月1億円を超えるのが3回しかなかったということで、非常に医療費の負担が少なくなっているということでございました。

その結果、そういう基金に積み立てる お金が出てきたということでございます。ところが、今年に入りましたら、もう2カ月続きまして1億円を超えてまいりました。こういう基金に積むか積まないかという話は、少し先へ行くと、値上げするんだという話になってくるかもしれませんが、非常にデリケートな話でございまして、なるべくうちの方としては予防事業を充実してお医者さんにかからないような健康な体を持ってもらって、住民に住んでもらいたいというようなことでございますので、その辺は十分来年度、20年度では予防

の事業が国民健康保険でやるというようなことと、指導も やれというようなことで費用がまたちょっと、それは国民健康保険でやるんじゃちょっとお金かかるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、そういうようなことで、非常に予防が大事だよと、お医者さんにかからなければみんな国民健康保険が安くなるんだよということを市民に、この 18年度は知らせたといういい機会になったんじゃないかなというふうに思っています。

そういうことで、国保としては予防事業を来年、今までも頑張っていましたけれども、ますます充実してやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 空き店舗の問題ですけれども、庁内で書こうという、そういう考え方、いろいろ議論あるかと思えますけれども、一応頭の中に入れてこれからやっていきたいと思えます。

特に、私も何年いるかわかりませんが、空き店舗の情報発信だけは何とか実現したいなというふうに考えておりますので、また、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 従来の都市計画と今後の関係なんですけれども、下田市都市計画マスタープランというものを見直した際に、旧町内の道路関係、1つの、マイマイ通りはご存じのとおり実施されたんですけれども、もう2つ都市計画道路がありまして、その道路はどうあるべきかという議論を地域の方々とたくさんさせていただきました。

現在、その道路機能そのものが当時と、昭和 32年ですので、当時都市計画決定したのが。今、それから国道ができて、マイマイ通りが整備されたということで、中島大浦線という都市計画道路が、大浦に出ていく道路がもう必要ないんじゃないかという意見が非常に強かったです。それから、下田港から 消防署の方へに行く、県道下田南線につながっていく中原岩下線という道路も必要ないんじゃないかというような意見が強くて、一応マスタープランの中では、それじゃ道路機能が変わったんで、それを廃止しようかというようなマスタープランになっております。

あわせて、ただ単純に当時の都市計画道路が廃止できるかということ、当時のそれなりの目的があった道路ですので、防災上のことであるとか、まちなかのことであるとか、いろいろなことの意味も含めた道路でありましたので、単純な話はやらないということで、その中で

地域の方々から前年度末に下田地区の地区計画の提案ということで、廃止と同時に、その地区計画を考えてはどうかということで、その廃止する道路にかわって、じゃ防災上の道路はどう位置づけるかとか、じゃその道路が、もとの都市計画があることによって、その通りは商業地域、商業の人が目指そうといったその商業地域のメリットとか、そういった部分はどのようにいくなかというような、非常に商業地区ですと非常に高いものがどんどん乱立するような内容の、できる内容になっていますので、じゃそれらが好ましいのかというようなことの中で、じゃ高さを抑えて、今の、基本的には歩いて楽しい町ということがずっと流れが来ていましたので、そのためには高さを抑えた方がいいんじゃないか、余り高い建物が建たない方がいいんじゃないかということで、高さをナマコ壁は入り日の多い河口側の方については高さを12メートルにしようとか、商店街の方は、そうはいつでも、そこまで抑え切れなから、15メートルにしようとか、かなり思い切った高さの抑えだと思います。そういった両方のセットで旧町内の従来の都市計画を見直そうかというような方向で今調整をしております。

それから、もう1点、静岡県条例の中に7条のことがご指摘されました。もしかすると、ご指摘のとおり議論が足りていないのかなという思いはあります。たまたま下田市には下田港の港湾の調査、施策の調査とか協議とかという、そういう下田港の港湾対策協議会というのを古い機関で持っております。そちらでも少しそういった部分について、これからはおざりにしないでしっかりと議論ができればなと、そういうふう考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 大久保先生の作品に関連してのご質問でございますけれども、実は、この皮革工芸というこの芸術分野、非常に、また近年注目を浴びている分野でございます。つい先日も東京の美術館で大久保先生の門下の皮革工芸グループ、ド・オーロというグループがありますけれども、このグループで展示会を開催いたしまして、大変な盛況だというふうに伺っております。

議員ご提案のインターネットでの発信も、この作品を非常に身近にして、さらに下田市を広く知ってもらうための有効な方法の1つになるのではないかとご提案でございます。そのあたりも十分視野に入れて今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 大体おおよそのことはわかりました。

ただ、今、都市計画の件について課長さんの説明、これは予算を伴うことでございます。これは執行権者の市長でないと判断できない問題であります、市長の都市計画について、もう既に破綻している都市計画、昔は40年、50年前からの都市計画で、実際にはそこを拡張して、新たな都市計画をそのまま実行するというのも、私は不可能なところも出てきているんじゃないかなと、大幅の見直しはまちづくりにとっては大変大きな曲がり角でございますので、政策としてそれを実行するか実行しないかは、今後また市長のコメントをいただきたいと思えます。

あわせて、プレジャーボートの関係は、これは市町村の責務になっているんです。プレジャーボートの係留場所の、そのつくるものは市町村の責務になって、県の条例では。この条例からすれば、下田市は今までずっとこの問題について前向きに取り組んでこなかったというようなことになるわけで、この辺についても、やはり伊東、それから熱海、こういったところはいち早くこのプレジャーボートを下田の湾に誘導して大きな係留場所も整備し、民間活力を入れて、これが1つのまちづくりにも役立っている、そういうような流れもありますので、ぜひこのプレジャーボートであっても1つの船舶として、また、これも観光の助けにもなる1つの起爆剤とは言えませんが、そういうものにもなる可能性を秘めていますので、ぜひ執行権者として前向きにひとつ取り組んでもらう、前向きな発言をひとつお願いしたいと。それで終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 都市計画の見直し、これは大変、大分前の計画ということで旧町内に残っているわけですがけれども、やはり当時の発想と今の道路を広げて商店が活性化するというのは、逆の今流れになっていることは事実であります。こういうことで、担当課と今までもずっといろいろなことを議論してまいりました。前向きにそれはしっかりした考え方をつくっていきたいと思えます。

プレジャーボートの係留場所につきましても、やはり海から開かれた町ということで、当然いろいろな場面から要望が来ておりますし、やはりそういうロケーションなり、あるいはそれが似合う港であるというふうに考えておりますので、これも前向きに検討させていただきたいと思えます。

終わります。

議長（増田 清君） これをもって、9番 増田榮策君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、30日及び7月1日は休会とし、本会議を7月2日午前 10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 3時13分散会